

第三節 殺親族 (Parricidio) に就て

第五二一條 自己の正嫡又は私庶の父、母又は子若くは尊屬又は卑屬の孰かの一又は配偶者を殺す者は二十五年の懲役の刑乃至死の刑を以て罰せらる(舊四一七)

第五二二條 自己の兄弟姉妹、養父又は養母、自己を養ひ且育てたる者の一又は養子、又は自己が養ひ且育てたる子若くは直系姻族を殺す者は十八年以上二十年の懲役の刑を以て罰せらる

第五二三條 其配偶者と法律上又は事實上分離したることなく其姦通を犯す際之を襲撃し直ちに姦通の有罪者等又は其一を殺し若くは其一又は兩者を傷害したる者は其姦通を縦し暗黙にても同意したる場合を除く外、裁判所に依り法律の示す所より低く且慎重なる認定に一任したる刑を以て罰せらる、尙裁判所は所刑を罪事履歴簿に記入するや否やを決定することを要す

第四節 殺兒に就て

第五二四條 母其不名譽を隠蔽する爲め三日未滿の齡の子を殺すときは六月以上四年の禁錮の刑を以て罰せらる

子の母方の祖父、母娘の不名譽を隠蔽する爲め前項所見の犯罪を犯すときは四年以上八年の禁錮の刑を以て罰せらる

前數項の情狀の外新産兒を殺す者は場合に從ひ殺親族又は暗殺の刑を受く(舊四二四)

第五節 墮胎に就て

第五二五條 故らに墮胎を惹起し又は方法如何を問はず妊娠の果實を破壊する者は左の如く罰せらる

第一號 妊娠したる婦女の身體に暴行を用ひたるときは八年以上十五年の禁錮の刑を以て

第二號 暴行を用ふることなく、婦女の同意無くして行動したるときは四年以上八年の禁錮の刑を以て

第三號 婦女が同意したるときは二年以上四年の禁錮の刑を以て(舊四二五)

第五二六條 暴行の舉動又は傷害に依り墮胎を發生せしめ又は妊娠の果實を破壊する者は縦し其結果に到着する故意を有すること無しとするも而も犠牲者の身重の状態を會得したる後なるときは六月以上四年の禁錮の刑を以て罰せらる、所生の傷害に照し一層重き刑の課せらるるを除く、斯る反對の場合に於ては其傷害に付き豫見したる刑を以て其最高度に於て罰せらる

第五二七條 婦女自ら墮胎し又は妊娠の果實を破壊し若くは他人が之に此結果を得せしむることに同意するときは二年以上四年の禁錮の刑を以て罰せらる
若し其不名譽を隠蔽する爲め行動したるときは三月以上一年の禁錮の刑を受く

第五二八條 醫師、藥劑師、助産醫又は産婆其技術を濫用し墮胎することを得せしめ又は之に共働し若くは妊娠の果實を破壊するときは夫れ夫れ第五二五條に示したる刑を其最高度に於て課せらる

第五二九條 藥劑師、醫師の處方なく墮胎劑又は妊娠の果實を破壊するに適する物質を交付し又は之を得せしむることを幫助するときは六月以上一年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第六節 傷害に就て

第五三〇條 故らに他人を去勢し又は男性若くは女性の者を不毛と爲す者は醫師の處方に依るを除く外、八年以上二十年の禁錮の刑を以て罰せらる(舊四二九)

第五三一條 同じく故らに實行したる他の總ての殘廢(Infirmitation)は六年以上十五年の禁錮の刑を以て罰せらる(舊四三〇)

第五三二條 他人を創傷し、毆打し又は虐待する者は重傷の有罪者として左の如く罰せらる

第一號 負傷の爲め犠牲者癡狂、愚蒙、無勢又は盲と爲りたるときは六年以上十二年の禁錮の刑を以

て

第二號 負傷の爲め犠牲者一目又は重要なる一肢又は其肢體の絶對使用を喪失し又は其肢體顯著に不具若くは平素の仕業に付き恒久性廢物と爲りたる時は三年以上六年の禁錮の刑を以て

第三號 傷害の爲め犠牲者畸形と爲り又は重要ならざる一肢を喪失し又は其肢體廢物と爲りたるときは又は犠牲者其平素の仕業を保障するに不適當と爲りたる時若くは六十日より多く病者と爲りたる時は六月以上四年の禁錮の刑を以て

第四號 傷害が犠牲者に四十日より多くの疾病又は仕業不適當を發生せしめたる時は四月以上二年の禁錮の刑を以て

第五一六條 所説の喧闘争闘の中に重傷を生じ正犯認識せられざる時は犠牲者の身體に對し或る暴行を實行せりと見らるる者に所生の傷害に付き定めたる所より直接低き刑を科す(刑八二一第四號(舊四三五))

第五三三條 他人を創傷し、毆打し又は虐待し其惹起したる傷害前條に包含せられずとするも犠牲者を二十日より多くの間平素の仕業に不適當と爲し又は之を醫師の救助を受くるの已むを得ざるに至らしめたる者は輕傷の有罪者として二月一日以上一年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上二、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑八二〇、八二一)(舊四三三)

第五三四條 前二條に豫見したる刑は殺害する故意なく他人に有害なる物質又は飲料を知りつつ給

與し若くは其輕信又は精神の薄弱(Flagra de spiritu)を濫用し之に前記傷害の一を惹起したる者に
夫れ夫れ其適用あり(舊四三二)

第五三五條 其所爲を第五二一條所見の孰れかの者に對して履行し又は第五一九條所載の情狀の一
存在し又は犠牲者其後見人、牧師、學校教師又は公の高位若くは權威に編成せられたる者に係るとき、
尙又は傷害を顯著なる凌辱の故意を以て若くは面目を汚す情狀を以て犯したるときは當面の異なる
場合に從ひ前五條に豫見したる所より直接高き刑を受く

本條の中には父又は母若くは祖父母が其子又は孫に加へたる傷害にして其懲戒權を超えざるもの
を含まず

第七節 無能者又は不具者の遺棄及び其他、人の生命

又は健康を危険に置く犯罪

第五三六條 法律上加護又は扶助の義務有り本分を盡くすに十分なる手段を有する者其年齢又は狀
態に基く無能者又は不具者を遺棄するときは六月以上二年の懲役の刑を以て罰せらる

遺棄の爲被遺棄者の生命危険に置かれ又は死亡襲來し若くは重大なる傷害又は疾病發生したると
きは、其所爲一層重き他の犯罪を構成せざる限り其刑四年以上八年の禁錮たり(刑七六六乃至七六九)
第五三七條 自動車運轉手、二輪自動自轉車運轉手、其乗物の車掌、自轉車運轉手、乘馬者にして不豫見、不

用意又は拙劣に因り人を死又は創傷に致し之に助力を爲さず亦之を救助せしめず遺棄の狀態に放
置する者は二月一日以上六月の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せ
らる、殺人又は所生の傷害の爲め課せらるる責任を妨ぐるることなし

第五三八條 感染期に在る性病に侵されたるを知りつつ異性間の手段其他總ての方法に依り他人に
傳染せしむる者は二月一日以上一年の禁錮の刑を以て罰せらる

其事實配偶者間に起りたるときは其犯罪は當事者の請求あるに非ざれば之を訴追することを得ず
第五三九條 哺乳期に在る小兒を侵したる微毒性又は傳染病の疾病を知り之を養育せしめ又は之を
養育する爲め乳母を取り因りて其者に傳染の機會を與へたる者は二月一日以上一年の禁錮の刑又
は二、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第八節 一般の規定

第五四〇條 人身に對する犯罪に關しては裁判所は止だに所生の傷害の結果のみならず尙或は傷け
られたる機關に因り或は其廣狹及び深淺に因り其重要性を斟酌に加ふべし、同じく其傷害を生ぜし
むる爲め用ひたる手段、有罪者の事前及び事後の行動、犠牲者の一身上の情狀及び其他所犯の犯罪に
關し顯著に有罪者の眞意を表明する一切の情狀を考察に加ふべし

第五四一條 特定の人に對し火器を放つ者は致生したる傷害如何を問はず殺人着手の有罪者として

罰せらるる若し傷害存らざりしときは可罰事實本法典又は特別法律の規則に照し一層強き責任を確定する場合を除く外一等又は二等低き刑を以て罰せらる

第五四二條 必要なる許可無き火器の使用又は所持は二月一日以上三年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上二、五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑八〇二)

海軍又は陸軍の士官、官憲の代理、民軍の代理及び其他警戒の任務を擔任したる總ての者は此責任より之を除す、但し其犯し得べき規則違反に付其負ふことを得る行政責任を妨ぐることを無し

純然たる歴史上又は技術上の性質の火器の占有者又は蒐集者は同じく之を右の責任より除外す
右の犯罪有る者には二年を超えざる自由剝奪刑に付てに非ざれば條件附所刑の利益を適用すべきに非ず、罰金の支拂又は支拂の擔保は常に前以て之を要求すべし

第五四三條 決闘の申込は常に二月一日以上一年の禁錮を以て、又決闘の承諾は二月一日以上六月の禁錮を以て罰せらる、此刑は紹介者又は證人として決闘の條件の取極に介入したる者又は紹介の勞を取らるる者に決闘に於て相闘するの助言を與へたる者に其適用あり、若し決闘存在せざりしときは彼及び此に對し此刑を裁判所の量定に因り一、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金に換ゆることを得(刑二六七第二項)

第五四四條 決闘の機會に犯され得る犯罪は特別の犯罪として罰せられず第一編の總則に照し且各場合に特殊なる情狀に従つて罰せらる、但し刑は決して前條に記載したる所より低きものたることを得ず

決闘の爲め死を生じたるとき又は傷害を發生したるとき、決闘を申込みたる者の代表者として之を取極めたる者は死又は傷害を惹起したる者と共に正犯として罰せられ、又決闘を承諾したる者の代表者として之を取極めたる者は從犯として罰せらる
其用途を知りつつ武器を供給し又は決闘の爲めの會場又は土地を得せしめ若くは得せしむることを幫助したる者は同じく從犯として罰せらる

第八章 公衆の衛生に對する犯罪

第一節 不法なる死體埋葬及び死體發掘

第五四五條 其事項に付き命じたる時間、場所其他の形式問題の法律又は規則に違反し死體埋葬を行ひ又は行はしむる者は二月一日以上一年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く(刑八〇九第六號)舊三四九

第五四六條 衛生の規則其他の規定に違反し死體發掘を行ひ又は人體の遺物を移轉する者は一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く、但し墳墓侵犯より生じ得る刑を妨げず(刑八〇九第六號)

第二節 流行病の傳播及び公衆の衛生に對する危險

第五四七條 流行病又は傳染病の入來又は傳播を避くる爲め法律上定めたる離隔又は看護若くは輸入禁止に關する衛生規則を知りつつ之に違反する者は裁判所の慎重なる認定に因り二月一日以上一年の禁錮の刑又は一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑八〇九第二號及び第三號)

若し違反の爲め何人か傳染病に罹りたるときは其刑最高度に於て科せらる

第五四八條 若し家畜流行病の入來又は傳播を避くる目的を有する規定に違反したるときは其刑二月一日以上六月の禁錮の刑又は一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金たり、若し其規定植物に感染する災害又は疾病の入來又は傳播を避くる目的を有するときは其刑右に述べたる罰金たり(刑八〇九第四號及び第五號)

第五四九條 人身に危險にして且感染すべき疾病を惡意に傳播する者は六月以上四年の懲役の刑を以て罰せらる

第五五〇條 牧獸又は家畜の間に家畜流行病を惡意に傳播する者は二月一日以上三年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる、若し營利の精神を以て行動したるときは同一なる時日の懲役を科し又罰金は二〇〇〇以上一〇〇〇〇ペゼタスたり(刑七五一第三號、八〇九

第五號)

第五五一條 農業又は山林に危險なる寄生物又は胎種を惡意に傳播する者は二月一日以上三年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる、若し營利の精神を以て行動したるときは禁錮の代りに懲役を科し又罰金は二〇〇〇以上一〇〇〇〇ペゼタスたり(刑八〇九第五號)

第五五二條 前數條に豫見したる刑は其事實一層重大なる犯罪を構成するとき之に科することを得る所のものを妨ぐることをなすと了解することを要す

第五五三條 飲用の水に之を健康に對し有害と爲すべき物品又は物質を投入する者は二月一日以上一年の禁錮の刑又は一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を科せらる(刑八〇九第八號)

第三節 營養及び製藥の物品の偽造

第五五四條 種類如何を問はず健康に有害なる混淆を以て公衆の消費に充當する飲料又は食料を變造し、腐敗したる消費品を賣捌き、又は必然健康に有害なる使用品を製造若くは賣却する者は六月以上三年の懲役の刑及び一、五〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる、但し他の犯罪の有責者として科せらるることを得る刑を妨ぐることをなし(刑八〇八第二號(舊三五六))

變造したる消費品及び有害なる物品は常に之を廢棄す

第五五五條 藥劑師、藥種商又は藥草販賣者造惡の故意なく、敗類又は惡質の藥品を交付し、又は其一を

他に代用し若くは法律又は規則の定むる形式に照すことなく之を交付するときは二月一日以上一年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑八〇八第一號)舊三五三前項の規定は藥品又は化學製品の商業に身を委たる他の者及び藥劑師、藥種商又は藥草販賣者の被用者に若し有罪なるときは、其適用あり、其主人の民事責任を妨ぐることを無し(刑七八第四號第五項)第五五六條 本節に豫見したる犯罪の第二次の再犯者は其外犯罪を犯したる商營造物技術室又は製造所の閉鎖を以て之を懲罰することを得

第四節 有毒の化學製品及び藥品の不法なる製造及び取引

第五五七條 正規の許可なく健康に害有る物質又は其流布に依り大損害を生じ得る化學製品を製造し若くは之を賣渡し、販賣し又は取引を爲す者は六月以上一年の懲役の刑及び一〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊三五二)

第五五八條 前條の問題たる健康に有害たり得る物質又は化學製品の取引を爲すことを許可せられ規則に定められたる形式を履行することなく之を販賣又は供給する者は二月一日以上一年の懲役の刑及び一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる
不法の取引が有毒藥品又は麻痺劑に係るときは其刑六月以上三年の懲役及び二、〇〇〇以上二〇、〇〇〇ペゼタスの罰金たり(刑七八一)

第九章 公共の安全に對する犯罪

第一節 破壊及び類似の犯罪

第一款 悪意所犯の破壊及び類似の犯罪に就て

第五五九條 凡そ爆發物又は爆發装置若くは其他大破壊を生ずるに足る手段を其爲めに用ひ人身に對する加害を犯し又は物に損害を加ふる者は左の如く罰せらる

第一號 爆發の爲め人死亡し又は傷害の犠牲と爲りたるときは二十五年の懲役の刑以上死の刑を以て

其爆發公の建造物内、居住したる場所内又は人身に對する危険の存在する土地に於て行はれ且之に因て物に對する損害を生じたるときは同様の刑を以て(刑七五一第二號)

第二號 其爆發公の建造物内、居住したる場所内又は人身に對する危険の存在する土地内に行はれたるときは縦し物に對する損害存らざりしとするも二十年の懲役の刑以上死の刑を以て

第三號 其爆發他の總ての場合に行はれたるときは十二年以上二十年の懲役の刑を以て

第四號 其加害公の土地内又は個人の所有地内に行はれ若し爆發生ぜざりしときは六年以上十二年の懲役の刑を以て

第五號 其爆發止だ驚愕を起すのみの目的に於て生じたるときは六月以上六年の懲役の刑を以て
(刑三〇七、八〇一)

第五六〇條 種類如何を問はず自己の勢力内に火災、爆發又は其他の大破壊を生ずるに足る燃焼性又は爆發性の物品、爆發罐、爆彈器具装置又は物質を有し而して此等の物の充てられたる正當なる使用に付き十分なる理由を與へざる者は三月以上六年の懲役の刑を受く

火災、爆發又は其他の大破壊を生ずるに足る物質又は装置を製造取得、賣却又は運搬し而して其正當なる所持、製造、運搬又は賣却に付き十分なる動機を與へざる者は六月以上六年の懲役の刑を以て罰せらる

第五六一條 前數條に列挙したる犯罪の一を犯すことに他人を直接に引入ることなく、言語、文書又は其他總ての流布の手段に依り該犯罪を犯すことを教唆する者は若し教唆の爲め其犯罪犯されたるときは正犯に對し夫れ夫れ豫定したる刑を受く、又犯罪犯されざりしときは直接低き刑を受く

此犯罪の辯解及び此犯罪の有責者⁽¹⁾は六月以上六年の懲役の刑を以て罰せらる(刑五六九、六七三)

(1) 文意明瞭を缺く

第五六二條 堤防又は性質如何を問はず水害を避け、其効果を減じ又は水を疏通するの用に充てたる工作进行を破壊し若くは水流を閉塞又は變更し又或は其他の總ての手段に依り水害を生ずる者は、水害が部落に達したるときは十二年以上二十年の懲役の刑を以て、居住したる場所なりと雖も總ての部

落の外に達し又は田舎の所有地の大多數に達したるときは六年以上十二年の懲役の刑を以て、而して他の總ての場合に於ては六月以上六年の懲役の刑を以て罰せらる(刑七五一第二號)

堤防又は右に特示したる如き工作进行を破壊又は甚しく毀損したる者は水害存せざりしときは四月以上三年の懲役の刑を受く(刑五六九)

第五六三條 方法如何を問はずと雖も火災又は爆破に非ずして人を搭乘したる船舶又は航空機を難破擱座せしめ又は破壊する者は十二年以上三十年の懲役の刑を以て罰せらる(刑五六九)

第五六四條 海上又は空中の航行の安全の爲めに設けたる標識を惡意に破壊し、廢物と爲し、其場所より除去し又は之を變更する者若くは船舶の難破又は擱座若くは航空機の喪失又は大毀損を致生し得る火を點焼し又は標識を設くる者は若し難破、擱座、喪失又は破損生ぜざりしときは、二年以上八年の懲役の刑を以て罰せらる、若し此等の事實實現したるときは其刑直接高きものなり、但し有罪の所爲一層重大なる犯罪を構成する場合に於て其科せらるることを得る刑を妨ぐるることなし(刑五六九)

第五六五條 火災を消滅することを妨害する爲め又は水害若くは難破の防衛手段を無力と爲す爲め消滅又は防衛の用に充てたる材料、装置其他の手段を除却隠匿し又は廢物と爲す者は二年以上四年の懲役の刑を以て罰せらる(刑五六九)

第五六六條 電氣、瓦斯の設備又は導管、水道の設置、瀑布又は第五六二條に記載せざる自然精力に對する保護の工作进行を破壊又は毀損する者は四年以上十二年の懲役の刑を以て罰せらる(刑五六九)

第五六七條 鑛山地下の作業又は種類如何を問はず危険なる工業に使役せらるる者の生命及び健康を保護する爲めに用ふる安全の装置を悪意に破壊又は毀損する者は二年以上六年の懲役の刑を以て罰せらる

第五六八條 建築又は類似の工作若くは取崩しを監督又は實行する者知て規則に違反し因て人の生命又は健康を危険に置くときは六月以上四年の懲役の刑及び二〇〇〇以上一五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑五七〇)

若し營利の精神存るときは罰金は一〇、〇〇〇以上五〇、〇〇〇ペゼタスたり

第二款 不豫見、不用意及び拙劣の責任ある破壊と同視すべき犯罪

第五六九條 不豫見、不用意又は拙劣に因り爆破、水害又は難破、崩壊若くは其他の第五五九條、第五六二條、第五六三條、第五六四條、第五六五條及び第五五六條に記載したる一般の危険を構成する災禍又は損害を惹起する者は六月以上二年の禁錮の刑を以て罰せらる

若し有罪の所爲より人命に對する危険生じたるときは刑は之を四年まで高くすることを得又若し人の死存りしときは其刑二年以上八年の禁錮たり

第五七〇條 建築又は類似の工作若くは取崩しを監督又は實行する者、悪意なく規則に違反し人の生命又は健康を危険に置くときは三月以上二年の禁錮の刑及び一〇、〇〇〇以上一〇〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

前記建築の保存又は修繕に關する規則に違反し人の生命又は健康を危険に置く者は同様の刑を受く

前二項所定の規定は鐵道、道路、運河、橋梁、波止場、堤防、灌漑用貯水池、突堤の建設又は種類如何を問はず類似の工作进行を監督又は實行する者に亦適用有り、其保存又は修繕を擔任したる者に亦適用有り

前數項所載の危険なる建築又は工作进行を監視することを擔任したる技術又は行政の職員此等數項に豫見したる違反を容赦するときは同様の刑を以て罰せらる

第五七一條 左の者は三月以上二年の禁錮の刑及び五、〇〇〇以上五〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

第一號 蒸汽機關、渦水車、發電機(汽機)の裝置其他の電力、蒸汽、瓦斯又は其他の自然精力を發生するの用に充てたる裝置の建設を監督し又は之を建設し而して不豫見、不用意又は拙劣に因り、製造の規則を遵守せず、人の健康又は生命に對する危険を構成する不十分なる材料を使用し且其後自己の建設せる又は建設を監督せる裝置又は機關を賣渡す者

第二號 前項所載の機關又は裝置を善良なる状態に保存及び修繕することを擔任し其不豫見、不用意又は拙劣に因り人の生命又は健康に對する危険の源泉と爲るままに之を放置する者

第三號 前數項所載の機關又は裝置を監視することを擔任し其不豫見、不用意又は拙劣に因り其使用を許可したる技術又は行政の職員

第五七二條 機關車、列車、自動車、軌道、走艇、航空機、自動轉車、二輪車又は其他人又は貨物の運搬に用ふ

る類似の機關の建設者にして之を利用すべき者又は第三者に對する眞の危険を構成すべき程の製造の缺點又は材料に於ける惡質を以て之を建設し又は之を賣渡す者は二月一日以上一年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第五七三條 左の者は前條所定の刑を以て罰せらる

第一號 前條所定の情狀存在するに拘らず機關所自動車又は其他の該條所述の移動又は運搬の手段の何れかの使用を許可する職員但し所載の刑の外尙六月以上四年の特別禁止の刑を科す

第二號 此等の乗物の状態を知りつつ之を利用する企業團の管理人又は支配人所有者及び運轉手
第三號 乗物又は機關の修繕を擔任し其状態人の生命又は健康に對する危険を構成すべき程なるに拘らず其善良なる状態を確信して引渡を行ひたる工業者

第四號 乗物又は機關の保存又は修繕の缺如に因り其前號所載の状態に在るに拘らず之を利用したる企業團の管理人又は支配人所有者又は運轉手

第五七四條 其運轉に特定の技術を必要とするに拘らず其技術を證明する證書を有せずして移動又は運搬の乗物又は装置を運轉する者は二月一日以上一年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上三〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第五七五條 公職員にして運轉手の充たすべき條件を適法に調査することなく證明書請求者の事實上條件を充たさざるに拘らず前條所載の乗物及び機關の運轉手又は監督の技術證明書を交付する

者は所爲が一層重き犯罪を構成せざる限り該條豫定の刑及び二年以上六年の特別禁止の刑を以て罰せらる

第五七六條 前數條の問題たる機關車自動車並に其他の機關及び乗物の手段に於て之に該數條所載の情狀會合せずとするも第三四條に列擧したる七情狀の一存在し且其外有罪の所爲左の事由より生じたるときは重大なる不豫見不用意又は拙劣の犯罪と看做さる

第一號 運轉手又は所有者運搬の能力及び規則の規定に照し過多の人数又は過度の商品の負擔を認容したるに因り

第二號 乗物其通行の用に充てられざる場所を進行したるに因り

第三號 速力を一定する規定に對し又斯る規定無しとして運轉手が其乗物に付て有すべき正則の制御に依り他の乗物又は旅人の一切の損害の避けられし如き場所及び通路の要求する要慎に照し速力過度なりしに因り

第四號 通路の危険に照し其運轉手の齎すことを要する注意を缺き乗物の運轉せられしに因り
量定すべき過失前諸情狀の有する程度に達せざるときは之を輕微のものと看做す

第五七七條 電力線瓦斯水の導管又は種類如何を問はず自然精力を利用するの用に充てたる他の裝置の設備を指揮し又は設備を取扱ひ而も其不豫見不用意又は拙劣に因り不十分なる材料を使用し又は必要なる安全の規則に服従せず人の生命又は健康に對する危険を生ずる者は二月一日以上一

年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる
 線管及び前項所載の装置の保存及び修繕を擔任し其不豫見、不用意又は拙劣に因り人の生命又は健康に對する危険の源泉となるままに之を放置する者は同様の刑を受く

線管又は前記装置の監視を擔任したる技術又は行政の職員其職の施行中其不豫見、不用意又は拙劣に因り人の生命又は健康に對する危険の原因と爲りしときは同様の刑を以て罰せらる

第五七八條 鑛山、地下の作業又は危険なる工業の被用者の生命又は健康を保護する爲めに用ふる安全の装置の設備を指揮し又は設備を取扱ひ其不豫見、不用意又は拙劣に因り其者等の生命又は健康に對する危険の原因となる者は前條所載の刑を以て罰せらる

前記装置の保存又は修繕を擔任したる者並に其監視を擔任したる職員其不豫見、不用意又は拙劣より人の生命又は健康に對する危害流出するときは同様の刑を科せらる

第二節 放火の犯罪

第五七九條 放火を犯す際諸人の現在する集會用公私建物、會堂、製造所、技術室、燃焼性爆發性材料倉庫

軍用旅人用列車、軌道、自動車其他の乗物、小舟、船舶又は航空機に放火する者は二十年以上三十年の懲役の刑を以て罰せらる

若し前示の場所の一に在る者の數其管守又は保存を擔任したる者の數に止まり又は個人の住居若

くは集會の用に充てざる或る場所に關するときは其刑十五年以上二十年の懲役たり

第五八〇條 前條の問題たる建物又は場所若くは物の一に放火したる者は其所に何人も在らざりしとするも、其放火、人の居住する土地に存し且他の同種の建物場所又は物に傳播する危険有りたるときは十年以上十五年の懲役の刑を以て罰せらる

第五八一條 左の者は六年以上十年の懲役を以て罰せらる

第一號 人の居住せざる土地に於て内に何人も在らざるとき及び傳播の危険存らざるとき公有又は公衆用の建物若くは他の一般の利用物に放火する者

第二號 異なる所有者に屬する他の類の物又は産物に傳播する危険存るとき森林、收穫、牧場又は種類如何を問はず未刈又は既刈の作物に放火する者

所生の損害五〇〇〇ペゼタスの上なるときは此刑は其最高度に於て科せらる

第五八二條 人の居住する家屋又は平素衆人の集會する種々の建物の内に多衆の存在するや否やを知らざることなく之に放火する者又は貨物の列車若くは其他貨物運搬の總ての手段に放火する者には若し所生の損害五〇〇〇ペゼタスを超ゆるときは十二年以上二十年の懲役の刑を科す

損害五〇〇〇ペゼタスを超えざるときは其刑六年以上十二年の懲役たり

第五八三條 人の居住する土地に於て人の居住せず又は衆人集會用に充てざる建物に放火する者は所生の損害價格五〇〇〇ペゼタスを過ぐるときは六年以上十年の懲役の刑を受く

所生の損害五、〇〇〇ペゼタスを超えずとするも二五〇ペゼタスより上なるときは二年以上六年の懲役の刑を科す

若し二五〇ペゼタスを過ぎざるときは六月以上二年の懲役の刑を科す

第五八四條 左の者は所生の損害五、〇〇〇ペゼタスを過ぐるときは四年以上十年の懲役の刑を以て罰せらる

第一號 人の居住せざる土地に於て居住の用に充てたる建物に放火する者

第二號 收穫、牧場、農場及び森林に放火する者

前數項所見の場合に於て所生の損害五、〇〇〇ペゼタスを過ぎずとするも二五〇ペゼタスより上なるときは其刑二年以上四年の懲役たり

若し損害二五〇ペゼタスを超えざるときは六月以上二年の懲役の刑を科す

第五八五條 前數條に包含せざる物の放火は左の如く罰せらる

第一號 所生の損害一〇〇ペゼタスを過ぎざるときは二月一日以上六月の懲役の刑を以て(刑八三

七第三項

第二號 所生の損害一〇〇ペゼタスを超ゆと雖も一、〇〇〇ペゼタスを過ぎざるときは四月以上二年の懲役を以て

第三號 所生の損害一、〇〇〇ペゼタスより上なりと雖も五、〇〇〇ペゼタスを過ぎざるときは六月

以上四年の懲役を以て

第四號 所生の損害五、〇〇〇ペゼタスの上なるときは二年以上六年の懲役を以て

第五八六條 放火したる物専ら有罪者に屬し放火の目的第三者の權利を詐害するか又は之に損失を生ぜしむるに存りたるときは四月以上二年の懲役の刑を科す、斯る目的を求めざりしとするも實際に損害を生ずるか又は放火したる物人の居住する個所内の建物なるとき亦同じ

第五八七條 公共の爲め明瞭なる價値を有する物の所有者放縱又は破壊の精神に因り且自身にも公衆にも何等の必要無きに之を破壊し又は之に放火するときは傳播の危険並に他人の爲めの損失無しとするも二月一日以上六月の禁錮の刑又は一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第三節 交通機關に對して犯す犯罪

第五八八條 鐵道の橋梁、棧橋、トンネル又は何たるを問はず他の類似の工作を破壊し又は廢物と爲し因て列車の往復を阻止し若くは同工作に之を破壊と確定する程度の損害を生ずる者は六年以上十二年の懲役の刑を以て罰せらる

第五八九條 鐵道を破壊し又は其働を混亂する者其路上に自由通過を阻止する障害物を置く者、列車の進行の安全に用ふる標識を變更し又は使用不能と爲す者、此事業に用ふる電信又は電話の交通を

遮断する者其他方法如何を問はず固定又は可動の物質に脱線其他總ての事故を致生するに足る損害を加ふる者は六月以上六年の懲役の刑を以て罰せらる(刑三一二)若し其舉動の結果脱線其他總ての重大事故發生したるときは其刑六年以上十二年の懲役たり但し犯したる他の犯罪に該當する刑を妨ぐることなし

第五九〇條 機關手、運轉手、制動機監守、驛長、電信技手其他總て鐵道の役務又は監視の被用者にして其役務中に任所を放棄する者は若し人又は物に對する或る損失を生じたるときは六月以上二年の禁錮の刑を以て罰せらる、但し現法典の他の規定に依り一層重き刑を適用すべきときは此限に在らず

第五九一條 道路、運河、碇泊所、波止場、着陸場其他陸上、水上又は空中に依る公衆の交通の用に充てたる工作进行破壊又は毀損し若くは河川又は運河の航行を阻止又は閉塞する者は若し爲めに往來に對する危険を生じ又は損害重大なるときは通路の重要性及び使用を斟酌し六月以上四年の懲役の刑を以て罰せらる、他の總ての場合に於ては其刑二月一日以上二年の懲役たり

第五九二條 進行中の鐵道の列車、公道往來中の自動車、車又は飛行中の航空機に火器を放つ者は他の規定に照し之に一層重き刑適用せられ得ざる限り六月以上四年の懲役の刑を以て罰せらる、石を投じ又は類似の攻撃に従事する者は二月一日以上一年の懲役の刑を受く

本條の適用に付ては第一の乗客又は被用者の内に搭乗したる時より衆人の到着終點に降下する時迄を列車、自動車又は乗物の進行中に在りと看做す

第五九三條 共用に充てたる装置又は物件を破壊し又は廢物と爲して電流の消散を致生し又は其他總ての方法を以て公衆用の電信、電話又は信號機、交通を甚しく困難又は不良ならしむる者は四月以上四年の懲役の刑を以て罰せらる(刑三一二)

第五九四條 第二一七條第四號又は第二二五條に豫見したる犯罪の一を犯す目的に於て無線電信又は無線電話の放射場を不法に設立する者は二月一日以上二年の懲役の刑及び一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑八一二)但し實行したる所爲一層重き刑を以て罰せらるる場合は此限に在らず

第五九五條 人又は動物に對する重大危険の存在を示す目的に於て設けたる信號、燒火、光明、埒、索繩、浮標其他總ての物を破壊し、廢物と爲し又は消滅せしむる者は裁判所の慎重なる認定に因り二月一日以上六月の懲役の刑又は一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第五九六條 方法如何を問はず陸上、空中、海上又は河川の交通の用に充てたる道路、工作进行全部又は一部破壊し若くは公衆の用に對し廢物と爲し其安全を危くする者は一年以上四年の懲役の刑を以て罰せらる、若し其有罪の所爲人命に對する危険を生じたるときは其刑四年以上十二年の懲役たり

第五九七條 其職業又は技術に於ける不豫見、不用意又は拙劣に依り若くは役務の規則、命令及び是認せられたる實驗を遵守せず鐵道、海上、湖上、可航河川又は空中に事故の危険の原因を爲す者は六月以上二年の禁錮の刑を受く但し災禍を實現するに至りたるときは其刑二年以上八年の禁錮たり

第十章 貞操 (Decencia) に對する犯罪

第一節 強姦及び羞耻すべき濫用 (猥褻)

第五九八條 十八歳以上の婦女の強姦は三年以上十二年の禁錮の刑を以て罰せらる

次の情状の一を以て婦女と性關係を有するときは強姦なり

第一號 所求の目的を達するに十分なる腕力又は威嚇を使用するとき

第二號 婦女が或る原因の爲め本心又は辨別を奪はれたるとき若くは抗拒不能なるとき(刑七七三)
(舊四五三)

第五九九條 前條所罰の犯罪を二人以上多數の同時競合を以て犯したるときは八年以上二十年の禁錮の刑を科す

第六〇〇條 若し被強姦の婦女平素身を賣淫に委ぬるときは有罪者に一年以上三年の禁錮の刑を科す

第六〇一條 肉交の目的を求むることなく第五九八條所載の情状の一を以て婦女を羞耻すべく濫用する者は六月以上三年の禁錮の刑を以て罰せらる(刑七七二第二項七七五第二項)

羞耻すべき濫用を第五九八條所載の情状の一の競合を以て有罪者と同(男性)の者に對して犯したる

ときは二年以上十二年の禁錮の刑を科す(刑七七五第三項舊四五四)

第六〇二條 前數條豫見の行爲の一を權威、信任又は家庭關係の濫用に依り若くは犠牲者の健康に對する大損害を以て犯したるときは其最高度に於て刑を科す

第二節 亂倫及び姦淫

第六〇三條 亂倫は左の如く罰せらる

第一號 尊屬と卑屬との間のものは前者に對し六月以上六年の禁錮の刑を以て、又後者に對し同刑の最低度を以て

第二號 直系姻族間のもの及び或は同父母、或は同母異父、或は同父異母の兄弟姉妹間のものは二月一日以上一年の禁錮の刑を以て

前數項所載の者の間の猥褻關係は夫れ夫れ同様の刑共適用あり

若し本條豫見の行爲を周知の醜態を以て履行したるときは其最高度に於て刑を科す

第六〇四條 性關係を有すること又は或る羞耻すべき濫用を犯すことの所爲若し後見人對被後見人、養父對養子、學校、教會の長及び其他養育又は教育を擔任したる總ての者對其生徒に關するときは二月一日以上三年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第六〇五條 十八歳以上二十三歳未滿の方正なる婦女と其目的を達する爲め之に婚姻を約して性關

係を有したる者は二月一日以上六月の禁錮の刑を受く(刑七七四)
 同様の情狀に於て同様の者の間に犯したる羞耻すべき濫用は總て同様の刑を以て罰せらる(刑七七
 五第一項)

第六〇六條 公權力者、牧師、雇人、家僕、後見人、又は名稱如何を問はず十八歳以上二十三歳未滿の方正な
 る婦女(刑七七三)の教育又は看守を擔任したる或る者の其婦女に犯したる姦淫は、其所爲第六〇四條
 の豫見に包含せられざるときは、二年以上六年の禁錮の刑を以て罰せらる

同様の情狀に於ける羞耻すべき濫用は一年以上三年の禁錮の刑を以て罰せらる(舊四五六)

第六〇七條 十八歳以上二十三歳未滿の方正なる婦女と其主人、親方、其他總ての類似の名稱に於て之
 に對し有する經濟系統の優勢を欺罔又は強制を以て濫用し性關係を有したる者は二月一日以上一
 年の禁錮の刑を以て罰せらる(刑七七四)

第三節 淫賣に關する犯罪

第六〇八條 左の者は四月以上四年の懲役の刑、二〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金、六年以上二
 十年公務及び政權の特別禁止並びに同期間後見及び親族會に屬する權利の無能力を以て罰せらる
 第一號 王國の内又は外に於て一人又は多數の淫賣に共働し又は公然之を保護して其商賣の利益
 に加入し又は之を以て自己の生存の手段と爲す者

第二號 欺罔、暴行、脅迫、權威の濫用、其他總ての強制手段に於て或る丁年者(女)を他人の羞耻すべき希
 望を満足せしむることに決心せしむる者、但し其所爲本法典の規定に照し一層重き制裁を適當と
 するときは此限に在らず

第三號 前號所示の手段に依り或る者(婦女)を其意に反して淫賣の狀態に抑留し種類如何を問はず
 之に不徳義なる商賣を強制する者、辯解として強制は之を約束の支拂の爲めに實行せりと主張す
 ることを得ず、但し有罪の所爲に本法典第六六四條及び第六六五條の規定の適用を爲すこと能は
 ざるときに限る

第四號 前第二號所述の手段に依り淫賣の爲め成年者を募集し又は之に従事することを鼓舞する
 者

前數號に包含したる犯罪の罪事上責任有り且第六一五條第一項に記載したる者は六月以上六年の
 禁錮の刑及び二、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

其豫見する犯罪に關する本條の制裁は之を構成する所爲の一を外國に於て履行したるときと雖も
 全部其適用あり

但し有罪者が王國內に於て實施したる所に對して罰せられ且其所刑を皆濟したることを立證した
 るときは此等の所爲は西班牙に於て罰せらるることなし

第六〇九條 左の者は四月以上四年の懲役の刑、公權力者又は其代理の或る者に對しては六年以上二

十年の公務特別禁止及び一、〇〇〇以上二五、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

第一號 平素十八歳以上二十三歳未満者の淫賣又は淫行を誘導し、庇護し又は容易にする者

第二號 羞耻すべき目的に於ける他人の希望を満足せしむる爲め前示年齢の者に淫賣する手段を容易にし又は其爲め渠等の精神上に種類如何を問はず、縦し其同意を以てするも、或る煽動を實行する者、約束又は取極に依り此等の者を西班牙領域に於て淫賣することを誘引し又は同目的に於て之を外國に教導する者亦同じ、若し第六一五條所示の有罪者に關するときは等級に於て直接上の刑を科す

第三號 同様の目的に於て前示年齢の者に動機又は口實如何を問はず其淫行の繼續又は其放肆の家若くは個所の滞留を容易にする者

前條後二項の規定は本條豫定の犯罪に其適用あり

前記年齢の者を自己の権能の下に有する者其放肆の家又は個所に滞留し若くは頻繁に此に往復する事に基き淫賣又は淫行を認識しながら其状態又は其個所の生活を繼續することを防止する爲め看守を保障して之を引取ることを爲さず若くは看守の手段を有せずして之を官憲の所置に付せざるときは二月一日以上六月の禁錮の刑、六月以上六年後見職一切の特別禁止を受け且其責任有る未成年者に對する父權又は夫權を喪失す(舊四五九)

第六一〇條 公開又は隱秘の行娼の家に前二條所定の犯罪の犠牲者を發見したるときは反證有るを

除く外其家を支配する一人又は多數の者犯罪の正犯又は共同正犯と看做さる

第四節 拐 取

第六一一條 拐取は本人又は其看守者の任意に反し又は瞞着に依りて行動し羞耻すべき目的又は婚姻の目的に於て婦女を奪取する所爲なり

十八歳以上の婦女刑七七六(拐取の犯罪は暴行を用ひたるとき、被奪取の婦女本心又は辨別を喪失したるとき若くは抗拒不能なりしときは三年以上六年の禁錮の刑を以て罰せらる)

本條豫見の犯罪の一有る者其犠牲者の節操に反する行爲を犯したることなく自發に之を自由に置き、其住居に返し又は其親族の住居其他家族の處置に確實なる總ての個所へ伴ひたるときは止だ之一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金のみを科す

第六一二條 暴行無しとするも欺罔の手段に依り且専ら婚姻を契約する目的に於て拐取を實行したるときは六月以上一年の禁錮の刑を科す、而して前條末項の場合に於ては其罰金二、〇〇〇ペゼタスの上なることを得ず

未だ親權解除せられず法律に因り其家族又は其看守を有する者と共に生活する義務有る二十三歳未満十八歳以上の婦女の拐取は若し婦女の同意を以て且欺罔存らずして之を實行したるときは二月一日以上六月の禁錮の刑を以て罰せらる

第五節 前數節に共通なる規定

第六一三條 強姦、異性に對する周知又は醜態の羞耻すべき濫用、拐取又は姦淫の犯罪に因る訴追を行ふに付ては書面を以て告訴することを必要と爲さず、裁判官又は檢察官の何人かに對し年齢如何を問はず被害婦女、其夫、兩親、尊屬、兄弟又は姉妹若くは法定代表者の方面よりの申告あるを以て足る。若し被害婦女其年齢又は精神状態に因り自身裁判所に出廷すること能はず又は其他總ての點に付て放棄せられたるときは所犯の犯罪遂行の認識を獲たる市法官 (Alcalde) 又は檢事局の或る職員其所爲を申告することを要す、又若し何人も申告せずと雖も市判事又は管轄豫審判事所爲を認識するに至れるときは職權を以て訴訟手續を爲すべし。

亂倫の犯罪に關するときは訴追を行ふに付ては嗣後管轄裁判官の前に於て其申告を追認する總ての者の申告を以て足る、若し其犯罪公然の醜態を生じたるときは裁判官は職權を以て又は檢事の請求に於て訴訟手續を爲すべし。

婦女間の周知も醜態も無く行はれたる羞耻すべき濫用の犯罪に付ては其中一人の申告を以て足る、若し周知及び醜態存るときは申告は何人よりも之を爲すことを得、男子間に行はれたる同犯罪に付ては職權を以て訴訟手續を爲すべし。

姦通及び蓄妾の犯罪に付ては訴追の爲め告訴を缺く可らざるものとす (刑七七八七)。

第六一四條 本章所定の犯罪の總ての場合に於て職權を以て訴追すること能はざるものなるときは被害者の明示又は推定の赦免は刑事訴權を消滅せしめ、又有罪者刑を科せられたるときは其刑を消滅せしむ (刑一九五)。

訴追せられたる者若し尊屬、兄弟又は姉妹、法定名稱又は他の或る名稱に於て犠牲者の看守を擔任したる者、教師若くは權威、職權の濫用又は信認の濫用に依り犯罪を犯したる者に係るときは赦免は事件を認識したる又はは認識する以前の裁判所之を是認するに非ざれば其效果を生ぜず。赦免は犠牲者と有罪者婚姻したるに非ざれば之を推定することなし。

第六一五條 尊屬、後見人、教師其他總ての者職權、權威の濫用に依り又は信認の濫用に依り前數節の中に列擧したる犯罪の遂行に共働したるときは正犯として罰せらる。

凡そ教師又は方法如何を問はず幼者の教育又は監督を擔任したる者は、外に、三年以上十二年の特別禁止に處せらる。

尊屬、其卑屬に對し強姦、亂倫、羞耻すべき濫用、姦淫、未成年者の拐取又は淫行、勸誘の犯罪を犯し若くは其卑屬に對する此等の犯罪の遂行に従犯として共働するときは親權及び親族會に加はる權を剝奪せられ、其外民法典の規定に示したる後見人及び補助後見人の任務を行ふの無能力と爲る。

後見人又は補助後見人にして其警戒又は看守に服する者に對し同様の犯罪を犯すときは赦免の場合と雖も該任務を行ふこと及び親族會に加はることを剝奪せらる。

何れたるを問はず前記犯罪の正犯又は従犯は、外に、三年以上十二年の期間に對し公又は私の教育の任務を行ふの無能力者と爲る、但し之に付き他に特別の法規あるときは此限に在らず

第六節 公の醜態の犯罪

第六一六條 常習として又は醜態を以て同性者と節操に反する行爲を犯す者は一〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金及び六年以上十二年の公務特別禁止を以て罰せらる

第六一七條 方法如何を問はず本法典の他の條に明言して含まれざる重大なる醜態の行爲又は其影響に依り節操又は善良の風俗を害する者は一〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金の刑及び四年以上八年の公務特別禁止を受く

純然たる科學上の刊行又は専門の團體の行爲を除く外避妊の學說又は實際を傳播する者は同様の刑を受く

第六一八條 左の者は四月以上四年の禁錮の刑及び一〇〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 其販賣、配布又は公の展覽を爲す目的に於て猥褻の文書、圖書、彫刻、繪畫、刷物、形像、廣告、寓意畫、寫眞、活動寫眞のフィルム、其他の物を製作、著作又は占有する者

第二號 前示の目的に於て前述猥褻の物の一を輸入、運搬、輸出し又は輸入、運搬若くは輸出せしめ又

は方法如何を問はず之を流通に付する者

第三號 前述の物の公然又は隱密の販賣を爲し、方法如何を問はず之を取引し、配布し、公に展覽し、尙或は賃貸に付する者

第四號 前示の流通又は可罰取引を援助する目的に於て廣告又は他の某手段に依り或る者の前述犯罪舉動に従事する事を知らしめ又は廣告其他に依り猥褻の物を直接又は間接に取得せしむることを得る者を知らしむる者

本條所定の制裁は其示す犯罪に對し之を構成する所爲の一のみを西班牙に於て履行したるときと雖も全部之を適用す

西班牙人犯罪を構成する所爲を西班牙外に於て實行したりとするも外國に於て履行したる所爲の爲め所刑せられ且其所刑を決済したることを立證せざる限り同じく有罪者に右の制裁を適用す

第六一九條 劇場、舞踏會又は其他の公の營造物の所有者、營業者又は管理者甚しく節操及び善良の風俗に反する行爲の其所に行はるるを放任するときは二、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

再犯の場合に於て裁判所は三月以上一年の期間に付き營造物の閉鎖を言渡すことを得

第七節 姦通及び蓄妾

第六二〇條 婚姻したる婦女にして其夫の外の男子と性關係を有する者及び男子にして其婚姻したることを知りて之と同關係を有する者は後に至り婚姻の無効宣告せられたるときと雖も一年以上三年の禁錮の刑を受く

夫にして夫婦の家の内に或は外なりと雖も醜態を以て妾を有する者及び其妾は同様の刑を受く前數項所定の犯罪の一有る配偶者法律上離別せられたるとき又は之に依り拋棄せられたるときは有罪者各自に對する刑一、〇〇〇以上二、〇〇〇ペゼタスの罰金たり

第六二一條 姦通及び蓄妾の犯罪に付ては被害配偶者の告訴に基くに非ざれば其刑を科せず被害配偶者は若し其一方及び他方の生存するときは兩有罪者に對するに非ざれば告訴を提起することを得ず若し又姦通に同意し又は兩有罪者の一を赦免したるときは決して(告訴を提起することを得ず)

(男性)被害配偶者は姦通に同意せざりし條件に於て若し從犯存るときは且兩者の一を赦免せざりしとき其告訴の中に同じく之を包含せしむることを得

第六二二條 告訴者は何時にても其配偶者に科せられたる刑を免除することを得、此場合に於て刑は姦通を犯したる者及び若し存らば犯罪の從犯に免除として支持せらる

第六二三條 姦通に基く離婚事件に於て下されたる無罪の確定判決は刑事に其效力を生ず、但し有罪の判決なるときは刑の適用に付き刑事に於て新なる訴訟手續必要なり

第十一章 名譽に對する犯罪

第一節 讒 誣

第六二四條 讒誣は職權訴追を生ぜしむる犯罪の虚偽の歸責なり

讒誣は歸責したる犯罪に従ひ重又は輕たり(刑二五六、二六六、三二四、三二六、三二七)

第六二五條 公表(刑六三四)を以て傳播したる重讒誣は四月以上四年の禁錮の刑及び五、〇〇〇以上五〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる、若し輕なるときは其刑四月以上二年の禁錮及び三、〇〇〇以上三〇、〇〇〇ペゼタスの罰金たり

公表に非ずして傳播したる讒誣は左の如く罰せらる

第一號 若し重なるときは四月以上二年の禁錮の刑及び二、五〇〇以上二五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て

第二號 若し重に非るときは二月一日以上一年の禁錮の刑及び一、五〇〇以上一五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て

第六二六條 讒誣の刑事被告人其歸責したる所爲を證明するときは一切の刑を免除さる

第二節 侮 辱

第六二七條 他人を不名譽、不信用ならしめ又は輕蔑せしむる爲め發せられたる一切の言語又は行ひたる一切の動作は侮辱なり(刑二五六、二六六、三二四、三二六、三二七)

第六二八條 重侮辱左の如し

第一號 職權訴追を生ぜしめざる犯罪の歸責

第二號 其影響が被害者に社會上、經濟上又は職業上の名聲又は信用に著しき損失を招き得る惡癖又は不徳義の歸責

第三號 其本性、機會又は情狀に因り輿論上不名譽とせらるる言語又は動作

第四號 被害者及び加害者の身分、位階又は一身上の情狀に照し道理上重侮辱の品評を値する他の言語又は動作

前數號に包含せざるものは輕侮辱なり

第六二九條 公表刑六三四を以て爲したる重侮辱の有罪者は二月一日以上六月の禁錮の刑を以て又は一年以上二年の退去の刑を以て且常に一〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらるる公表無き重侮辱の有罪者は六月以上一年の退去の刑及び一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらるる

第六三〇條 公表刑六三四を以て輕く侮辱したる者は六月以上一年の退去の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらるる

若し公然せざるときは輕侮辱は違警罪として罰せらる(刑八二三第一項)

第六三一條 侮辱の被告人は其歸責の眞實を證明することを認容せられず、例外左の如し

第一號 公職員に對し其職の施行に關する事實に因り侮辱を仕向けたるとき

第二號 第六二八條第一號の場合に於て犯罪を歸責する者訴追の權利を有するとき

此二種の場合に於て被害人歸責の眞實を證明するときは無罪たり

第三節 誹 毀

第六三二條 誹毀は自然人又は法人に對し其暴露を以て威名、信用を害し、名聲又は利益の崩壞を招く目的に於て其私行、其精神上又は經濟上の位置若くは病理又は性の狀態に關する事實を漏洩又は公表する爲め系統的に之に仕向くる意向を示す一切の公の暴露なり(刑三二四、三二六、三二七)重誹毀は印刷の方法其他總ての公表又は流布の方法を以て實現するものは是なり、言語又は文書を以て、但し双方の場合公表を以て實現するときは輕誹毀なり(刑六三四) 誹毀の動機は其動機を示す必要あり、彼此共に夫れ夫れ公表を以てする重讒誣及び輕讒誣として罰せらるる

第四節 前數節に共通なる規定

第六三三條 讒誣、侮辱又は誹毀の犯罪は止だに顯示の方法を以てするのみならず縱令言語自體に顯

示せられずとも尙其中に暗黙に侮辱の決意を顯はす比喩、漫畫、寓意畫又は諷刺の手段に於て又或は默説、物語、文句、文章の一句に依りても犯さる

生存者を不名譽、不信用又は不人望ならしむる目的に於て共同意無く其生活又は私行を舞臺に表現又は摸擬する爲め公然の描出を以て或る種類の役割、限取又は扮装を展示するは均しく侮辱なり

第六三四條 讒誣、侮辱及び誹毀は印刷紙、石版、製圖法其他圖書複製の機械的方法の手段、揭示又は書式を公の個所に貼附し、手書を衆人に通し又は之を大多數の間に撒布して爲す流布の手段若くは傳播を容易にする情狀ある公の集會に於て演説を吐露し又は叫喚を發する手段に於て傳播又は撒布したるときは之を公表を以て行ひたるものと做す

第六三五條 前數條は止だに各個人に仕向けたる讒誣、侮辱又は誹毀のみならず尙種數如何を問はず非法人團體又は法人、會社、組合若くは企業團に之を仕向けたる時に於ても亦其適用あり(刑三二八)

第六三六條 讒誣、侮辱又は誹毀を公にしたる定期刊行物の所有者、管理者又は發行者は其定期刊行物の中に法律又は其存せざるとき裁判所の一定したる期間内に十分の満足を與へたりとして承諾せられたる説明又は本法典第九〇條に照したる所刑を有する宣告を挿入すべし、但し特別法の特殊の規定を除く(刑七八九第一號)

第六三七條 各個人に對する讒誣、侮辱又は誹毀に付ては被害者の告訴に基くに非ざれば何人も訴追せらるることなし

被害者若し訴權の時效に付き一定したる期間の經過前に死亡し又は其犯罪死者の名譽に對して犯されたるときは告訴は死者の配偶者、卑屬、尊屬、兄弟又は姉妹及び相續人之を提起することを得、讒誣又は侮辱が組合、會社、企業團又は法人に對して仕向けられたるときは法律上之を代表する者告訴を提出することを得

訴訟進行中に生じたる讒誣又は侮辱に付ては其審理を爲す裁判官又は裁判所の事前の許可無くして何人も訴を提起することを得ず(刑訴二七九)

第六三八條 讒誣、侮辱及び誹毀の訴は外國に於て公表を實現したるときと雖も之を提起することを得第六三九條 相互の讒誣、侮辱又は誹毀の場合に於て當事者の一より告訴を提起したるときは他の當事者は同一訴訟中反訴として非ざれば之を爲すことを得ず、但し裁判所は情狀に従ひ兩當事者又は兩者の一方のみ刑を免除することを決定することを得第六四〇條 職權を以て訴追することを得ざる侮辱又は誹毀の犯罪有る者は被害者の赦免の場合に於ては所科の刑を解除せらる(刑一九五)

第十二章 人の戸籍に對する犯罪

第一節 産兒の虚設及び戸籍の冒用

第六四一條 婦女にして妊娠せり又は嘗て妊娠せりと看做さしめ他の婦女所生の小兒を自己のものとして表示する者は三年以上六年の禁錮の刑を受く
若し其假裝財産又は金錢上の權利を保存又は獲得する目的を有するときは、外に、二、〇〇〇以上二五〇〇〇ペゼタスの罰金を科せらる

裁判所は所爲の動機、情狀及び影響を斟酌し前記のものより低き刑を科することを得

第六四二條 新生兒を其出生の届出を爲すに先ち他に交換する者は四年以上八年の禁錮の刑を受く
第六四三條 醫師又は公職員其職業又は職權を濫用し前數條所示犯罪の一の實行に共働するときは其犯罪に於ける干與に付き科せらるる刑の外尙三年以上十二年の特別禁止の刑を受く
第六四四條 其眞正なる親子關係又は戸籍を喪失せしむる故意に於て七歳未満の嫡子又は認知したる私生子を遺棄、放置又は交換する者は二年以上六年の禁錮の刑を受く
右の目的に於て交換したる小兒の識別を證明する文書を變更、隱匿又は破壊し七歳以上のものを他のものと交換する者は同様の刑を受く但し所刑の所爲一層重く罰する犯罪を構成するときは此限に在らず

第六四五條 戸籍簿の職員に出生の届出を爲すことを法律に依り示定せられたる者之を爲すことを脱漏し其脱漏或る者の戸籍を剝奪し又は其證據を一層困難と爲す目的を有するときは三月以上一年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上三、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

戸籍簿の職員にして其届出を爲すに付き法律の科したる期間後前以て裁判上之を許可せらるることなく小兒の出生の證書を認むる者は一、〇〇〇以上二、〇〇〇ペゼタスの罰金の刑及び四年以上十年の公務特別禁止の刑を受く

第六四六條 戸籍簿の役務を受持ちたる醫師自身調査の手續を爲したること無く死體及び其埋葬に付き法律又は規則の要求する情狀の存在を證明するときは二月一日以上一年の禁錮の刑及び二年以上六年の特別禁止を受く

第六四七條 或る權利を行使し又は之に因て或る利益を射る目的に於て法律上自己のものと異なる戸籍を假裝する者は一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

第六四八條 自己に其人格を取る目的に於て他人の名、氏及び戸籍を冒用する者は三年以上六年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上一、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く
此刑は、他に、識別(人格)を取らんと試みたる人に法律上其名、氏及び戸籍の屬せざることを證明したるときと雖も仍ほ其適用あり

第二節 不合法なる婚姻の舉行

第六四九條 左の者は一年以上四年の禁錮の刑を以て罰せらる

第一號 前婚未だ適法に解除せられあらざるに西班牙に於て又は西班牙人外國に於て第二の婚姻

又は後續(Ulterior)の婚姻を契約する者

此效果に付き寺法に依る婚姻は之を完然なる婚姻と看做す

第二號 聖職階級に責を負ひ又は清淨の公式誓願に拘束せられてあり婚姻を契約する者

第三號 前數號に記載したる場合の一に在る者と知りつつ婚姻を契約する者

第四號 本法典に於て免除の認可を許さず且特別に豫見せざる他の障礙を無視し婚姻を契約する者(刑八三)(譯者曰原註八三は八五の誤)

第六五〇條 民法に於て承認したる二形式の一に於てするとも免除認可の可能に付き或る公の障礙有り且民法上四親等を超えざる親族なるに拘らず醜態を以て婚姻を契約する者は一〇〇〇以上二〇〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

障礙の免除認可に依り婚姻の再有效を辯明したるときは刑事訴權消滅す

第六五一條 襲撃又は詭計に依り小教區聖堂の主任司祭を婚姻の儀式に加はらしむる者は二月一日以上六月の禁錮の刑を以て罰せらる

若し暴行又は威嚇に依り之を加はらしむるときは六月以上三年の禁錮の刑を以て罰せらる

第六五二條 二十三歳未滿者其之を請求すべき者の承諾又は同意無く婚姻を契約するときは一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金の刑を受く

二十三歳以上の者父又は母の意見を経ず又は請求したる意見不利なりし場合に請求後未だ三個月

經過せざる前婚姻を契約するときは一〇〇〇以上二〇〇〇ペゼタスの罰金を受く
若し婚姻の認識より二個月内に第六六三條に照し訴訟手續開始せられざるときは同意を與へられたるもの又は有利の意見を得たるものと看做さる
父又は母若しくは前數項の關係する者等が契約したる婚姻を是認したるときより有罪者は特赦せらるることを要す

第六五三條 寡婦其夫の死後三百一日經過前又は妊娠中なりしときは其分娩前豫め免除認可を経ず婚姻を契約するときは一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

婚姻の無効を宣告せられたる婦女若し其分娩又は分離した後三百一日の期限の前免除認可を経ず婚嫁するときは同様の刑を受く

本條所定の場合に於て一方の配偶者若し違反の認識を有したるときは共同正犯と看做さる

第六五四條 養親にして豫め民事上の免除認可を経ず其養子又は養子の卑屬と婚姻を契約する者は一〇〇〇以上一〇〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第六五五條 後見人其後見職の終了又は計算の法定承認の前に其子又は卑屬と自己の看守の下に在り又は在りし者との婚姻を契約し又は其契約に同意若しくは有利の意見を與ふるときは二月一日以上六月の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる
後見人豫め且右の事項に付き後見の任務を抛棄せりとするも同様の刑を科せらる

後見人は後見に服したる者の父又は母が生存の間又は死亡事件に付き公正且信用すべき證書に明言指名して婚姻を許可したるときは本條所載の刑を受くることなし

第六五六條 父又は母其子の全部理性を喪失し又は絶對有形無能力となりたることを知りながら其婚姻を契約するに付き許可又は有利の意見を與ふるときは二月一日以上六月の禁錮の刑及び一〇

〇以上二、五〇〇ペゼタスの罰金を受く

婚姻の許可を與ふる件に付き法律の示定したる他の者理性を喪失し又は有形無能力となりたる未成年者の婚姻する爲め又は一身上經濟系統の或る利益を取得する爲め其許可を與ふるときは同様の刑を受く

第六五七條 障礙の不實なることを知りながら之を主張して婚姻の式を擧ぐることに反對する者は

二月一日以上六月の禁錮の刑を受く

第六五八條 教會の有司又は戶籍簿の職員其管轄に非ざる婚姻の式を擧げ若くは適用すべき立法に因り場合及び事前の形式を分ち寺院の公表又は掲示及び公表の貼附を先立つることなく婚姻の式を擧ぐるときは一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金及び二年以上四年の特別禁止を受く

第六五九條 聖職者又は戶籍簿の職員外國の男子と西班牙の女子との婚姻に付き豫め其外國人の屬する國の管轄官憲の交付したる文書に依り其國の現行法律上婚姻に反對する何等の障礙存らざることを明にすることなく其式を擧ぐる手續を爲すときは二年以上六年の特別禁止の刑及び一、〇〇

〇以上三、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

第六六〇條 聖職者又は戶籍簿の職員法律に依り禁止せられたる婚姻又は免許認可に依り除去し得ざる障礙の存する婚姻なることを知て其式を擧ぐるときは一、五〇〇以上三、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる、若し其障礙免除認可に依り除去せらるることを得たるときは罰金は一、〇〇〇以上二、〇〇〇ペゼタスたり

第六六一條 戶籍簿の被用者其擧式に出席したる寺法に依る婚姻の證書を認むることを拒絶し又は規則上の期間内に之を帳簿の相當卷上へ轉寫せざるときは一、〇〇〇以上二、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

該職員の代理人其參加したる婚姻の證書を認むることを拒絶し又は一度認めたる後轉寫するに付ての規則上の期間内に之を戶籍簿の被用者に移交せざるときは同様の刑を受く

第六六二條 姦通の有罪者等民法の規定に違反し其間に婚姻を契約するときは二月一日以上六月の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

夫の死の正犯又は從犯として所刑せられたる後婚姻を契約する者等は縱令姦通を犯さざりしとするも二年以上六年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第六六三條 第六五二條、第六五三條、第六五五條、第六六〇條及び第六六一條所定の犯罪は配偶者の一又は其父及び母、祖父母又は後見人の告訴又は告發に基くに非ざれば之を訴追せず但し善意の契約

者其爲めの能力を有せず又は告發を爲すに付き父又は母も、祖父母も、兄弟又は姉妹も、後見人も存らざるときは、檢事單獨に之を爲すことを得
本節に包含したる犯罪の審理を開始するに付き所管の民事又は教會の裁判所の事前の宣告を必要とするときは、告訴を認容するに付き其宣告を待つべし、但し時効の期間は其宣告の行はるる前進行を開始することなし

第十三章 個人の自由及び安寧に對する犯罪に就て

第一節 不法留置

第六六四條 一私人法律に依り許可せられたる場合刑訴四九〇、四九六を除く外他人の自由を奪ふ爲め之を逮捕、監禁又は留置するときは、三年以上十年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる
犯罪の實行の爲め場所を供給する者は同様の刑を受く
有罪者其企圖したる目的を獲得すること無く其留置の三日内且一切の訴訟手續の開始前に被監禁者又は被留置者に自由を與へたるときは其刑六月以上二年の禁錮及び一、〇〇〇以上一五、〇〇〇ペゼタスの罰金たり(舊四九五)

第六六五條 前條所述の犯罪は左の場合に於ては八年以上十五年の懲役の刑及び一、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

- 第一號 監禁、蟄居(Reclusion)又は留置二十日より多く繼續したるとき
- 第二號 公の權力を假裝して實行したるとき
- 第三號 被監禁者、被蟄居者又は被留置者の身體に重傷惹起せられたるとき又は死を以て之を脅迫したるとき(舊四九六)
- 第四號 自由に置く爲め身代金を要求したるとき
- 第六六六條 法律に依り許可せられたる場合刑訴四九八以下を除く外官憲に提出する爲め人を逮捕する者は二月一日以上四月の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上二、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊四九七)
- 第六六七條 不法に或る者を留置し而して其所在を知らしめず又は自由に置きたることを立證せざる者は十年以上二十年の懲役の刑を以て罰せらる

第二節 住居の不可侵に對する犯罪

第六六八條 私人にして其の所に居住する者の意思に反し他人の居所に侵入し又は其の所に殘留する者は二月一日以上六月の禁錮及び一、〇〇〇以上二、五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

住居の侵入を物に對する力の使用を爲して實行したるときは六月以上二年の禁錮の刑及び同様の罰金を科す

人に對する暴行又は威嚇を以て之を實行したるときは其刑二年以上六年の禁錮及び二〇〇〇以上四〇〇〇ペゼタスの罰金たり(舊五〇四)

本條の規定は自身又は其の所に居住する者若くは第三者に對する重大なる害惡を避くる爲め他人の居所に侵入する者には其適用無し、尙人道又は正義に基き或る奉仕を爲す爲め其の所に侵入する者にも亦其適用無し(舊五〇五)

第六六九條 他人の住居への侵入は止だに居住者の其侵入に反對を表示したるときのみならず尙方法如何を問はず其反對の不變に表現せらるるとき若くは斯く推測すべきものあるとき又或は其侵入を居住者の明示又は暗示の許諾無く果したるときは居住者の意思に反して存在したるものと看做さる

第六七〇條 本節に包含したる犯罪を訴追するに付ては力暴行又は威嚇使用せられざりしときは犠牲者の口頭又は書面の告訴を必要とす

第三節 脅迫及び強制に就て

第六七一條 他人自身又は其家族の身體、節操又は財産に犯罪を構成する害を加ふることを以て其他

人を脅迫する者は左の如く罰せらる

第一號 金額を要求し又は或る他の條件を課して脅迫を行ひたるとき有罪者其目的を達すれば縱令其課したる條件不法に非ずとするも脅迫の對象たる犯罪に付き法律に豫見したる所より低き刑を以て、有罪者其目的を達せざるときは前者より低き刑を以て、但し双方の場合の何れに於ても刑は本條第二號所定のものより下に降ることを得ず

脅迫が文書に依り又は密使の手段に於て行はるときは刑は其最高度に於て科せらる

第二號 脅迫が條件附に非ざるときは二月一日以上六月の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て(刑八二二第二號及第三號(舊五〇七))

第六七二條 鐵道を破壊すること、其作用を攪亂すること、其の所に其自由往來を妨止し又は脱線を生じ得る障害を置くことを以て脅迫する者は三月以上三年の懲役の刑及び三、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

脅迫の對象たる害實現したるときは因て生じたる既遂犯罪に付き本法典に規定したる刑を以て罰せらる

第六七三條 公の建物、居住したる個所又は身體に對する危險若くは物に對する損害の危險あるべき土地の内に於て爆發の手段に依り又は爆發すべき装置若くは物質を置き身體に對する加害を犯すこと又は物に於ける損害を生ずることを以て脅迫する者には六月以上六年の懲役の刑を科す

脅迫の對象たる害實現したるときは前條第二項の包容する規則に従ふ
放火又は類似の破壊の手段に依り神聖なる個所、博物館、藝術上の蒐集又は建物、兵器廠、船舶、航空機、其
格納庫又は避難所の破壊を以て、若くは橋梁、爆發物、商品、機械又は其他總ての類似品の貯藏所を爆發
せしむることを以て脅迫する者は同様の責任を負担す

第六七四條 其條件は不法に非ずとするも何等かの條件を課し犯罪を構成せざる害を以てする脅迫
は一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑八二二第四號)

第六七五條 匿名の手段に於て行はれたる前數條所定の脅迫の犯罪は該當する犯罪に付き一定した
る刑の最高度を以て罰せらる

第六七六條 適法に之を許可せらるることなく或る暴行、力又は威嚇を用ひ又は犯罪の責任有りと告
發することを以て脅迫し他人の法律に依り禁止せられざる事を爲すことを妨止し又は其不正を
分たず他人の爲すを欲せざる事を爲すことを強制する者は二月一日以上一年の禁錮の刑及び一、〇
〇〇以上二、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑八二二第五號)

前項の問題たる強制を一の集團又は多數の同伴に依り實行したるとき若くは特定の集團又は多數
の同伴に對して仕向けたるときは其最高度に於て刑を適用す
第六七七條 雇主又は労働者の同盟、労働者の同盟罷工又は雇主の決定したる労働の休止を形成し、維
持し又は妨止する爲め若くは此等の事變の一又は他の機會に於て其労働又は工業の適法且自由な

る施行上労働者又は雇主の意思を餘儀なくする目的に於て暴行、力又は威嚇を使用し、若くは同盟に
有利又は反對なる行爲を履行することを強求し、或る種類の人物を工場に認容すること又は或る個
所に在住することを妨止する者若くは他の總ての方法を以て其自由なる選擇及び其自由なる意思
に反抗する者は三月以上一年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上二、五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せら
る但し其所爲本法典に照し一層重き他の犯罪を構成するときは此限に在らず
雇主又は労働者に特定の組合に署名するを強求する爲め若くは其自由に選擇したる組合を拋棄せ
しむる爲め力、暴行又は威嚇を使用する者は同様の刑例を科せらる

第六七八條 商品の積込又は積卸を取扱ふ個所、工場、附近、他の營造物の傍又は所有者、監督者、勞務競
落者の居所の側に於て集團と成り又は集團的示威を以て或る強制を行ふ目的上右の者等の自由又
は労働者の自由に加害する者は三月以上一年の退去の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰
金を受く

運動の首唱者及び指揮者は三月以上一年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上一、〇〇〇ペゼタスの罰金
を以て罰せらる
總ての者、其外、其犯したる他の總ての犯罪又は他の總ての違警罪の具有する責任を負ふ

第六七九條 雇主の決定したる労働の停止又は法律の不法と宣言したる同盟罷工の首唱者及び指揮
者は二月一日以上六月の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第六八〇條 雇主又は労働者に法律の不法と宣言したる目的の内へ金錢の寄附を要求することを決定する者は二月一日以上六月の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上一、五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

其要求暴行又は重大脅迫を伴ひたるときは其刑直接上のものたり但し其所爲一層重大なる犯罪を構成するときは此限に在らず

第六八一條 投票權の自由行使の題材に壓迫を加へ、之を制限し、妨止し又は困難と爲す目的を有する一切の作爲、一切の不作爲又は示威運動は其實行の爲め暴行、物質力又は威嚇を用ひたると否とを分たず強制の犯罪を構成するものとす

公職員にして特定の人を選擧する爲め選舉人に之を推薦し若くは立候補を否認する者又は選舉期に於て行政事務を截り取り若くは其進行を促進する者又は同期に於て行政任務の何たるを問はず選舉の行はるる個所に於て其職を履行する被用者若くは從屬者の任命、交迭、停職又は罷免を正當の理由無く行ふ者又は其等の者を縦し合法の動機の爲めとするも、其居所に不在となることを餘儀無くする者又は贈與若くは約束の手段に於て投票を得たる者は同じく同様の犯罪を犯すものとす

如何なる方法を以てすると又如何なる形式の下に於てするとを問はず選舉權の行使を妨止し又は困難と爲す者は縦し選舉人を強制する故意表現せられず又は證明せられずとするも亦同じく同様の犯罪有る者なり

前三項所定の犯罪有る者は特別法律の特殊規定を除く外裁判所の量定に因り二月一日以上六月の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上二、五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

有罪者若し官憲、公の職員又は被用者の資格を有するときは、所刑の所爲一層重き犯罪を構成せざる限り、其外六月以上六年其任務禁止の刑を受く

第六八二條 債權者に屬する者を以て自己に支拂はしむる爲め暴行に依り之を自己に領得する者は二月一日以上六月の禁錮の刑及び物の價格の二倍に均しく且決して一、〇〇〇ペゼタスより下たることを得ざる罰金を以て罰せらる(舊五一二)

第四節 秘密の發見及び漏洩

第六八三條 他人の秘密を發見する爲め其書類又は信書を自己に領得し而して之を暴露する者は二月一日以上六年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

若し之を暴露せざるときは其刑二月一日以上六月の禁錮及び一、〇〇〇以上一、五〇〇ペゼタスの罰金たり

其之を認識するに至れる方法を分たず他人の秘密を暴露する者は二月一日以上一年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上四、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

此規定は夫、父及び母、後見人又は適法に之を代表する者に其從屬の下に在る妻子及び未成年者の書

類又は信書に關し適用すべきものに非ず
裁判所は刑の適用に付き暴露せられたる秘密の重要及び重大を考察に加ふべし

第六八四條 支配人、被用者又は従僕にして其上長者の秘密を襲ひ而して之を暴露する者は三月以上二年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

其職業又は役務の故に因り自己に委嘱せられたる秘密を暴露する者は同様の刑を受く

第六八五條 製造所其他の工業、營造物の書記、被用者又は職工其主人の損失に於て工業の秘密を自己に領得するときは六月以上三年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第六八六條 本節の包含する犯罪は損失を受けたる者又は其相続人若しくは権利承繼人の告訴又は告發に基くに非ざれば之を訴追することを得ず

第十四章 財産に對する犯罪

第一節 強盜 (Robo) の犯罪

第六八七條 圖利の精神に於て身體に對する暴行又は威嚇若しくは物に對する力を用ひ他人に屬する可動物を自己に領得する者は強盜の有罪者なり(舊五一五)

第一款 身體に對する暴行及び威嚇を以てする強盜

第六八八條 身體に對する暴行又は威嚇を以てする強盜の有罪者は左の如く罰せらる(舊五一六)

第一號 盜賊の遠因を以て又は機會に於て殺人を犯したるときは二十四年の懲役の刑以上死の刑を以て

第二號 強盜が強姦又は故意に實現したる損傷を伴ひたるとき又は犯罪を犯す爲め若しくは其機會に於て墮胎を生じたるとき又は其結果犠牲者を癡癲、癡呆、無勢又は盲と爲すの傷害行はれたるときは十四年以上三十年の懲役の刑を以て

被盜取者又は其家族、親友又は雇人の執かを身代金の約束の下に又は一日より多くの間留置したるときは同様の刑を科せらる

第三號 同犯罪を犯す爲め又は其機會に於て其結果犠牲者一目又は重要な一肢を失ひ、肢體共用を全部喪失し又は著しく變化し若しくは平素の作業に付き廢物と爲れる程の傷害行はれたるときは十二年以上二十年の懲役の刑を以て

第四號 其暴行又は威嚇被盜取者に肉體上の苛責を加ふる目的を有したるとき又は其知覺を喪失せしむる麻酔劑若しくは其他の物を施用したるとき又は強盜を實行する爲めには明に無用なる重大脅迫其他の總ての手段を使用したるとき尙其強盜の責任者に非ざる者犠牲と爲り重要な一肢の喪失又は其肢體の廢棄若しくは六十日より多き疾病又は作業に對する無能力を生ずる傷害を

惹起したるときは八年以上十四年の懲役の刑を以て

第五號 他の總ての場合に於ては六年以上十二年の懲役の刑を以て

第六八九條 前條に包含したる強盜無人の個所に於て、又は集團に於て又は列車、船舶、航空機若しくは旅客を運搬し且進行中に在る他の總ての乗物を攻撃して、又は營利會社若しくは國の旅客又は被用者の室に侵入し若しくは之を車輛内に襲撃して實行せられたるときは法律所定の刑其最高度に於て科せらる

集團の首魁には常に犯罪に該當する刑の最高度を科す

第六九〇條 無人の個所に於ける刑六六第八號)又は集團に於ける(刑六六第三號)強盜の實行に加入したる者は強盜を實行する爲め其仲間の他の犯罪を行ふことに一致したるとき又は其犯罪の認識を有しながら之を犯すことの妨止を試みざりしときは其仲間の犯したる犯罪の正犯として罰せらる(比舊五一八二)

第六九一條 其の爲め又は其機會に於て殺人を犯したる強盜の着手又は缺効強盜は所犯の殺人本法典の規定に因り一層強き刑を以て罰せられざる限り十六年以上三十年の懲役の刑を以て罰せらる、其他の場合に於ける強盜の着手及び缺効強盜は決して實行したる暴行に該當する所より少き刑を以て罰せらるることを得ず

第六九二條 商業又は銀行の營業所又は其事務室に對し若しくは事務員、營業者又は證券 (Valor) 擔任者

に對して犯したる持兇器強盜の犯罪に於ては缺効犯罪は既遂犯罪として罰せられ又從犯は正犯と同様の刑を課せらる

此等の犯罪を履行し又は其機會に於て若し一の殺人を犯し又は何人かに傷害を行ひたるときは二十八年の懲役の刑以上死の刑、又其他の場合に於ては第六八八條に照し一層重き刑の課せられざる限り十二年以上二十年の懲役の刑を科す

第六九三條 圖利の故意に於て暴行又は威嚇に依り若しくは身體に害惡又は財産に損害を惹起するの脅迫に依り他人を文書又は證書に署名すること、之を是認又は還付すること、債務を契約すること、負債を免除すること又は何たるを問はず權利を拋棄することに餘儀なくする者は二年以上十年の懲役の刑を以て罰せらる

第二款 物に對する力の使用を以てする強盜

第六九四條 次の情狀の一の競合を以て其犯罪を犯す者は物に對する力の使用を以てする強盜の犯罪有る者なり

第一號 踰越(刑六六第九號)

第二號 壁、屋根、板敷又は地下交通路の破損若しくは外又は内の門又は窓若しくは其鎖鑰の損壞(刑六六

第九號)

第三號 閉鎖又は封印したる戸棚箱其他總ての動産若しくは物品又は其鎖鑰の損壞若しくは他所に於

て破碎又は強開 (forger) する爲めの其物品の盗取(刑六六)
第四號 偽鍵、合鍵其他類似の器具の使用(刑六九九(舊五二一))

第六九五條 前條所定の場合の一に含まれる強盜の有罪者は左の如く罰せらる

第一號 被盜取物の價格二五、〇〇〇ペゼタスを過ぐるときは八年以上十年の懲役の刑を以て

第二號 其價格一〇、〇〇〇ペゼタスを超え而して二五、〇〇〇ペゼタスを過ぎざるときは六年以上八年の懲

役の刑を以て

第三號 其價格一、〇〇〇ペゼタスを超え而して一〇、〇〇〇ペゼタスを過ぎざるときは四年以上六

年の懲役の刑を以て

第四號 其價格二〇〇ペゼタスを超え而して一、〇〇〇ペゼタスを過ぎざるときは一年以上四年の

懲役の刑を以て

第五號 其價格二五ペゼタスを超え而して二〇〇ペゼタスを過ぎざるときは一年以上二年の懲役

の刑を以て

第六號 其價格二五ペゼタスを超えざるときは四月以上一年の懲役の刑を以て

第六九六條 左の場合に於ては前條所定の刑其最高度に於て科せらる

第一號 強盜を公又は宗教の用に充てられたる建物又は居住したる場所若しくは其等の或る附屬所

に於て犯したるとき

第二號 被強取物宗教の用に充てられ、又は慈善若しくは救濟の目的物として公共周知の用に充てら
れたるとき(譯者註、刑七〇五第二號比較)

第三號 強盜家庭盜賊なるとき又は信認の重大濫用手段を以て犯したるとき

第四號 武器を以て遂行したるとき(刑五四二、八〇二譯者追加、刑六六第三號)

第五號 里遠き土地に於て又は集團を以て犯したるとき(刑六六第三號第八號)

第六號 夜間(刑六六第八號)又は火災其他總ての災難又は不幸(刑六六第六號)の機會に於て犯したる

とき

第七號 之を犯す爲め虚設の氏名を取りたるとき又は官憲、公職員、其代理の氏名又は徽章の濫用を
爲したるとき若しくは官憲の虚偽なる命令又は指揮を作成したるとき

第八號 犠牲者其生存に必要なものを崩壊又は剝奪せられたる總ての場合

第六九七條 凡そ一人又は多人の居所と爲る身の寄せ場 (alberg) は強盜の際に於て偶々其者等其居所
に不在なりしとするも仍ほ居住したる場所と看做さる

居住したる場所公又は宗教の用に充てたる建物の中庭、下庭、地下室、穀物置場、藁敷納屋、家畜小屋、馬車
部屋及び其他建物に近接又は接続し之と内部の交通有り且之と全部一體を形成する場所及び土地
は其附屬所と看做さる

耕作又は生産の用に充てたる園圃其他の地面は縦令圍繞せられ、建物に接続し且之と内部の交通有

るものと雖も前項の内に包含せられず(舊五二三)

第六九八條 自己の勢力内に専ら強盜の犯罪を犯すの用に充つる合鍵其他の器具を有し而して其獲得又は所持に付き十分なる説明の辯解を與へざる者は三月以上二年の懲役の刑を以て罰せらるる前述の器具を製造する者は同様の刑を受く若し鑰匠なるときは一年以上三年の懲役を科す(舊五二八)

第六九九條 左のものは偽鍵と看做さる

第一號 前條所論の器具

第二號 所有者より盜取したる眞鍵

第三號 其他有罪者の強開したる閉鎖の開披に用ひ所有者の之に充てたる所に非ざる總ての物

第七〇〇條 物に對する力を以てする強盜若し文書又は書類に關係し其價格の金額に見積り得るものなるときは第六九五條所載の刑を以て罰せらるる然らざるときは其刑六月以上四年の懲役たり

第七〇一條 強盜の有罪者止だ二五ベタスを過ぎざる價格の下庭の動物、營業種子(穀物)、果實又は薪木を自己に領得したるのみなりとするも之を犯す爲め第六九四條及び第六九六條に列舉したる何等の他の情狀介在することなく下庭の外壁、生籬、溝渠又は圍障を乗越へたるときは、居住したる場所公又は宗教の用に充てたる建物の附屬所に於て其盜取を犯したることの條件に於て三月以上六月

の懲役の刑を受く若し盜取此性質を有せざるときは其刑二月一日以上四月の懲役たり

第七〇二條 狩獵又は捕魚の爲め身體に對する暴行又は威嚇若くは物に對する力を使用し閉鎖したる地所又は看守したる地面に進入する者は亦二月一日以上六月の禁錮の刑を以て罰せらる

第二節 竊盜 (Hurt) の犯罪

第七〇三條 圖利の精神に依り身體に對する暴行又は威嚇並に物に對する力無く左の行爲ある者は竊盜の有罪者なり

第一號 他人に屬する動産物を其所有者の意思無く自己に領得す

第二號 他人に屬し自然力の利用に充てたる設備を不法に奪取す

第三號 遺失物を發見し其所有者を認識しながら之を自己の有と爲す

第四號 所有者の識れざる遺失物を發見し民法所定の如く供託するに代へ之を自己の有と爲す

第五號 埋藏物を發見し所有者の識れたるとき民法の其所有者に歸する割當分の全部又は一部を

自己の有と爲す

第六號 其惹起したる損害に由來する果實又は物品を奪取又は利用す、但し其所爲本法典の違警罪として罰するものなるときは此限に在らず(刑八二九第一號)

第七〇四條 竊盜の有罪者は左の如く罰せらる

- 第一號 被盜取物の價格二五、〇〇〇ペゼタスを過ぎたるときは四年以上六年の懲役の刑を以て
- 第二號 其價格一〇、〇〇〇ペゼタスを超え而して二五、〇〇〇ペゼタスを過ぎざるときは二年以上四年の懲役の刑を以て
- 第三號 其價格一〇、〇〇〇ペゼタスを超え而して一〇、〇〇〇ペゼタスを過ぎざるときは六月以上二年の懲役の刑を以て
- 第四號 其價格一〇、〇〇〇ペゼタスを超え而して一〇、〇〇〇ペゼタスを過ぎざるときは三月以上六月の懲役の刑を以て
- 第五號 其價格一〇〇ペゼタスを超えざるとき而して有罪者前に竊盜の違警罪に因り二回又は強盜若くは竊盜の犯罪に因り一回所刑せられたるときは二月一日以上四月の懲役を以て(刑八二四)
- 第七〇五條 左の場合の竊盜は加重のものと看做し夫れ夫れ前條に示したる所より上の刑を以て罰せらる
- 第一號 宗教の用に充てたる物に關するとき及び聖堂内に於て又は外部の宗教行爲舉行中に於て犯したるとき
- 第二號 慈善又は救済の目的物として公共周知の用に充てたる物、貧窮なる家族又は勞働者の食料に關するとき、又は犠牲者の崩壞を招致したるとき(比六九六第二號)
- 第三號 公の記念館博物館又は建物内に存る藝術上又は歴史上の物に關するとき

- 第四號 陸地、河川、海上又は空中の通路に在る旅人の金錢、寶玉其他の物品に關し列車、船舶、航空機其他總ての移動手段の内に於て又或は運送營業の停車場内に於て犯したるとき
- 第五號 裁判官又は裁判所の椅子を占むる個所内、國家の事務室、公營造物及び其附屬所内又は監獄其他の刑務所内に於て犯したるとき
- 第六號 墓地の内に於て犯し且棺上に存置したる物品、葬禮又は墓所の記念物に關するとき
- 第七號 其際有罪者優遇を受け居るとき又は旅店若くは貸部屋に於て犯したるとき
- 第八號 本條の他の號に含まれざる信認の重大なる濫用手段に依り又は義務上若くは有報酬の奉仕に關して犯したるとき
- 第九號 公又は被盜取者のみに影響したる火災、爆發、或る災難又は不幸の機會に於て犯したるとき
- 第七〇六條 文書又は書類の竊盜は其價格の金錢に見積り得るものなるときは第七〇四條所定の刑を以て、又然らざるときは四月以上一年の禁錮の刑を以て罰せらる、但し其書類又は文書前條所見の場合の一に入るときは加重竊盜の刑例の適用を妨ぐることなし

第三節 霸佔 (Usurpación) の犯罪

第七〇七條 身體に對する暴行又は威嚇を以て他人に屬する不可動物を占領し又は物上權を冒用する者は所犯の暴行の爲め課せらるる刑の外尙其取得したる利益の百分の五十以上百の罰金を以て

罰せらる。前述の罰金は決して一、〇〇〇ペゼタスより下なることを得ず

若し其利益評價せられ得るときは罰金の刑一、〇〇〇以上二、〇〇〇ペゼタスたり(舊五三四)

第七〇八條 圖利の精神に於て村落又は屋敷の境界又は境界標若くは他の總ての種類の所有、牧畜、水

其他一切の享有の権利を亘久の方法に一定するの用に充てたる標識を損壞又は變造する者は一、〇

〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

若し何等の利益を取得することをも企圖せず又は其評價せられ得るときは一、〇〇〇以上三、〇〇

〇ペゼタスの罰金に非ざれば之を科せず

第七〇九條 身體に對する暴行並に威嚇を實行することなく且何等法定の權原無く自身に依り又は

別人を用ひ他人に屬する不可動物を占領又は利用し若くは物上權を冒用する者は二月一日以上四

月の禁錮の刑又は一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

播種、植木又は築造したるもの及び果實產物又は所得の利益並に實現したる改良は占領、利用又は冒

用せられたる物の適法なる所有者に屬すと看做され且之に還付せらる

同一市町村の境界内に於て前述諸犯罪を同時に犯すの事實又は短時日内に於てする反覆は裁判所

之を道理上正犯の間に不法の一致又は諒解存するものと認定するときは一揆の犯罪を構成すと看

做すことを得

第七一〇條 水流又は人の之より合法に收得することを得る利益を許害的に利用、變更又は抑留する

ものは第七〇八條所定の刑を受く(刑八三九)

第七一一條 豫め其虚偽又は無效の原因を知りつつ自己の利益に所有地帳簿、證券又は文書に記入又

は附註を請求又は取得する者は他人の所有地の冒用者として第七〇九條所定の刑を受く

第四節 詐欺の犯罪

第一款 可罰の財産奪取、破産、支拂停止及び無資力

第七一二條 其債權者の損失に於て自己の財産を奪取する者は商人なるときは三年以上十二年の懲

役の刑を以て、然らざるときは二年以上八年の懲役の刑を以て罰せらる

第七一三條 其無資力を商法典の規定に因り詐害と宣告せられたる破産者は二年以上十二年の懲役

の刑を以て罰せらる

第七一四條 其無資力を商法典の規定に因り有罪と宣告せられたる破産者は六月以上二年の禁錮の

刑を受く

破産者商法典の要求する方法及び條件を以て其會計簿を保持せず其缺如又は脱漏より他人に損失

を生じたるとき及び法律の規定する期間及び方法に於て破産の申立を爲さざりしときは二月一日

以上六月の禁錮の刑を以て罰せらる

第七一五條 商人にして支拂停止状態に在りと宣告せらるるを獲得することの爲め又は債權者の協

諸契約を承認することの爲め其取引の現實に従はざる資産及び負債の状態を裁判所に提示する者は四月以上一年の懲役の刑及び一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらるる若し前記の不正確の結果として支拂停止状態宣告せられたるときは刑は其最高度に於て之を科せらる

第七一六條 商人にして支拂停止状態に次ぎ協諾契約の承認を得る爲め他を欺き一債権者又は債権者の一團と特別の取極を協議し又は作成する者は六月以上二年の懲役の刑を以て罰せらるる但し詐害無資力の有罪者として罰せらるるを得る刑例を妨ぐるることなし

債権者協諾契約を利用する爲め支拂停止状態を宣告せられたる債務者と諒解を支持するときは一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

第七一七條 詐害又は有罪の財産奪取若しくは破産の犯罪の實行に共働する者は所刑事事實の實行に於て取りたる加入の割合に於て且商法典の規定に照して罰せらる(商法八九三、八九四)

第七一八條 分散(Concurso)に服する商人に非ざる債務者の無資力其全部又は一部次の事實の一種の結果たるときは三月以上二年の禁錮の刑を以て罰せらる

(1) Concurso 債務者の財産を裁判所に引渡し債権者は裁判所より分配を受くる手續(西民法第一一三〇條乃至第一三一七條、我舊分散制に同じ)

第一號 其資産並に階級及び家族の情状との比較上過多且過度なる家庭又は一身の經費

第二號 其成效の専ら偶然に懸る莫大なる賭事假裝の購賣賣却又は其他の投機取引に由來する缺損

第三號 其購賣の代價を未だ仕拂はざる財産の著しき減價を以てする讓渡

第四號 其負債其資産の三倍より上なるとき分散を表示することの遲滯

第七一九條 分散に服する商人に非ざる債務者の無資力其全部又は一部次の事實の一種の結果たるときは二年以上六年の懲役の刑を受く(舊五四三)

第一號 司法官憲に爲せる自己の負債又は財産状態の證明若しくは覺書の表示に於ける虚偽の經費

第二號 取次又は管理の名義に於て寄託に委せられたる他人に屬する財産の領得又は脱漏

第三號 財産の讓渡又は質入、負債又は債務の假裝

第四號 他人の氏名に於てする財産の有償名義の獲得

第五號 分散宣告より後の時期に非ざれば請求することを待ざる支拂を債権者の損失に於てする

先取

第六號 分散の財團中に包含せらるることを要する有價物を分散宣告後に於てする脱漏

第七二〇條 次の行爲の或る一を實行する者は商に従事せざる債務者の犯したる詐害無資力の犯罪の從犯として二月一日以上一年の懲役の刑及び一、〇〇〇以上三、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せ

らる(舊五四五)

第一號 他の債権者の損失に於て先取権を取得する目的を以て分散に服する債務者の産権者たりと信ぜしむる爲め又は其債権を増加し若くは其性質若くは日附を變造する爲め債務者と協定したること、此舉動分散宣告前存在したるとき亦同じ

第二號 分散に服する債務者の其財産を隠匿し又は奪取するを幫助したること

第三號 分散に服する債務者の監督者に自己の勢力内に存りて債務者に屬する財産の存在を隠匿したること又は之を前述監督者に非ずして分散に服する債務者に交付したること

第四號 他の債権者の損失に於て分散に服する債務者と特別の議定を爲したること

第七二一條 本款所定の刑は破産者又は分散に服する債務者にして何たるを問はず之に委せられたる寄託を返還せざる者には其最高度に於て科せらる

第七二二條 商に従事せざる債務者其財産の全部又は一部を詐欺的に隠匿又は讓渡して不資力状態を構成するとき若くは假差押又は執行差押の判決執行の脅迫の下に斯く行動するときは損失を受けたる當事者の告訴に依り左の如く罰せらる

第一號 其損失五、〇〇〇ペゼタスを過ぐるときは六月以上二年の懲役の刑を以て

第二號 其負債一、〇〇〇ペゼタスを過ぎ而して五、〇〇〇ペゼタスを過ぎざるときは二月一日以上

六月の懲役の刑を以て

第七二三條 前數條所定の破産分散又は無資力若し商の會社が其性質を有せざる組合又は團體に利害關係有り其頭取、取締役、顧問、業務執行者其他總ての共同利益取扱擔任者の其任務の本分に關する會社組合又は團體の定款又は取極、商法又は普通法の規定に違反して行動したるものなるときは此等の者夫れ夫れ各場合に示したる刑を科せらる
前項の規定は法定形式を履行せざる商の會社破産を宣告せられたるときは之を其會社を構成する者に適用す但し刑事制裁に付ては常に其破産詐害と看做さるるものを以て限とす

第二款 詐欺(Enganos) 恐喝の犯罪及び其他の欺罔(Enganos)

第七二四條 債務名義に基き他人に交付する物の本質、數量又は品位に付き之に向て詐害を犯す者は左の如く罰せらる(舊五四七)

第一號 其詐害一、〇〇〇ペゼタスを超え而して一、〇〇〇ペゼタスを過ぎざる價格なるとき又は價格

一、〇〇〇ペゼタスを過ぎず有罪者前に強盜、竊盜又は詐欺の犯罪の爲め若くは竊盜又は詐欺の違警罪の爲め二度所刑せられたるときは三月以上一年の懲役の刑を以て(刑八二八)

第二號 其詐害一、〇〇〇ペゼタスを超え而して二五、〇〇〇ペゼタスを過ぎざる價格なるときは六月以上六年の懲役の刑を以て

第三號 其詐害二五、〇〇〇ペゼタスを超え而して二五、〇〇〇ペゼタスを過ぎざる價格なるときは六年以上十二年の懲役の刑を以て

第四號 其詐害二五〇〇〇ペゼタスを過ぎたるときは十二年以上二十年の懲役の刑を以て其詐害ペゼタス一百万を過ぎたるときは刑は其最高度に於て之を科せらる(刑九四)

第七二五條 左の者は前條の刑を受く(舊五四八)

第一號 虚設の氏名を使用し、虚設の權能、作用又は資格を己に付し、架空の財産、信用、取次、企業又は取引を假裝し、他人に向て詐害を犯す者

第二號 金銀匠及び珠玉商にして自己の商估又は技術の物體を其品位、名稱又は量目に於て變造し、詐害を犯す者

第三號 取引人にして其商品の賣捌に虚偽の權衡及は虚偽の度量を使用し、詐害を犯す者(刑八〇四、九四)

第四號 公被用者にする報酬なりとの虚設の口實の下に詐害を犯す者但し被用者に屬する讒誣の訴權を妨ぐるることなし

第五號 寄託、取次、管理其他交付、返還する義務を負ふ名義に於て收受したる金錢、證券其他總ての可動物を他人の損失に於て自己の有と爲し、除去し、讓渡し又は質入する者或は亦其委託せられたる物を收受したることを否認する者

不幸又は緊急の寄託の場合には最高度に於て其刑を科す
各種階級の僕婢、被用者又は給料者其營業又は任務に基き、自然人又は法人たる主人、頭取又は上長

より交付し自己の處分内に收受又は持有したる動産物又は金錢を、其交付の占有移轉名義に依り證明せられざるに、自己の有と爲す(横領)の事實は之を繼續犯罪としての詐害と看做して罰し、第七〇四條に依り犯罪の額を確定するに付き一〇〇ペゼタスより下の價格を加へて第七〇五條所定の刑を適用す

第六號 直接に又は仲介者に依り己の在る西班牙の領土より西班牙又は外國に居住する他の者に、合法取引の外觀を有する提供なれども其實架空なる埋藏物又は寄託物へ金額其他總ての物との交換に於て加入することを提供する者、此犯罪は要求したる總額の價格又は一次若くは多次に收受したる所に割合し常に之を既遂と看做す

若し要求したるものの全部又は一部を有罪者の收受するに至れるとき又は其者に同意したる他人の收受したるときは最高度に於て其刑を科す

第七號 白紙に與へられたる他人の署名を濫用し、其署名白紙を以て署名者自身又は第三者を損失せしむべき證書を作成し或る詐害を犯す者

第八號 欺罔に依り他人をして或る證券に裏書せしめ詐害を犯す者(刑六九三)

第九號 博戲に於て自己に運命の幸福を保障する爲め詐害を利用する者

第一〇號 書類、訴訟書類、證書其他或る種類の文書を全部又は一部奪取、隱匿又は廢棄し或る詐害を犯す者

第一一號 既記の者等に或る欺罔又は類似の詭計を使用し不正に有利又は實利を取得して他人に向ひ詐害を犯し又は之に損失を加ふる者其有罪者の詐害する故意を有したること及び道理上其求むる結果に達する可能性を有したることの明瞭なる總ての場合但し事實の情狀及び犠牲者一身上の地位に斟酌を加ふべし

第一二號 自己を或る不可動物の所有者と看做さしめて之を讓渡し賃貸し負擔抵當等をし又は質入する者並に或る物の(抵當等を)負擔し保存を要し又は他人の他の權利に服し其物を處分する行為は其權利の行使を妨害することを知りながら恰も自由なるものの如く之を處分する者(舊五五〇)

第一三號 方法如何を問はず生存者間の行為に依り所有權又は物權を賣渡し又は讓渡し且買取人又は讓受人より代價の全部又は一部を收受しつつ再び其所有權又は物權を賣渡し又は讓渡し其上に次の情狀の一を表示する者の總ての場合

甲 第二の賣渡又は第二の讓渡の登記が第一の賣渡の登記を法律上不可能と爲すこと

乙 第一の登記せられたるの故に因り第二の賣渡の登記法律上可能に非ざるに第二の賣渡人所有權又は物權の代價又は其代價の一部を支拂ひたること

第一四號 自己を或る不動産の所有者と看做さしめ口頭又は書面の契約に基き之を賃貸する者及び他人の損失に於て假裝の契約を登記する者

第一五號 或る可動物の所有者にして合法に其可動物を勢力内に所持する者より同人又は第三者に對する損失に於て奪取する者(舊五五二)

第一六號 所有者に非ざる者又は之を讓渡し若くは質入するに付き何等の權力を有せざる者より知りつつ生存者間の行為に依り可動物を獲得し又は之を質に受取る者

第一七號 文學上又は工業上の所有事項に或る詐害を犯す者

第一八號 何等の權利たるを問はず執行力有る判決に依り其剝奪せられたることを知りつつ他人の損失に於て之を行使する者

第一九號 自己に屬すと雖も他人の權利に供せられたる物を其者を詐害する目的に於て破壊又は毀損する者

第二〇號 或る物を信用に買入れ次で其獲得の代價より少き代價を以て之を讓渡し又は其代價全部の支拂を保障する所無く且其債務の殘存すべきものを皆濟する資源を缺きて其物を處分する者

第二一號 詐害の目的に於て豫め資金の貯蓄無く又は貯蓄を引出したる後若くは回收の爲め小切手又は手形が呈示せられ得る前資金を引出して小切手又は爲替手形を發行する者

第七二六條 前條所定の場合に於て既に規定したる所を除く外凡そ次の情狀の一の邂逅するものは最高度に於て其刑を適用する

第一號 犯罪の特殊の欺罔を實現し又は實現するを試むる爲め國府縣又は市町村の或る事務所又は管理局より交付せられ又は交付せられたりと思ゆる眞實の外見を有する虚偽又は虚設の文書を有罪者の利用すること、但し其所爲の別に罰せらるるときを除く

第二號 自身他人又は自己の屬し若くは競合を與ふる法的團體の爲め圖利の精神に於て自己の看守又は責任を有する金額、證券又は物品を有罪者の使用すること

第三號 所刑の客體たる所と類似の犯罪を犯す目的を有する或る種類の組合、團體又は組織に有罪者の屬する事實

第七二七條 左の者は恐喝の犯罪有る者とし六月以上六年の懲役の刑及び其總額は判決を言渡す裁判所の自由在一定せらるる一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 圖利其他總て有利の目的に於て被脅迫者又は其配偶者、尊屬、卑屬、兄弟又は姉妹若くは其者の業務執行を檢査する或る非法人團體の名譽、威信又は資産に影響する秘密を他人に暴露し又は認識せしむることの直接又は隠秘の脅迫の下に自身に依り又は他人の手段に於て金額又は物件の交付を要求し若くは被脅迫者又は右に問題とせる他の者等及び非法人團體を其意思に反る或る義務を契約し、或る特定行爲を實現し又は特定行爲の實現を抛棄するを餘儀なくすることを試むる者

第二號 圖利其他總て有利の目的に於て、縱令被脅迫者又は其配偶者、尊屬、卑屬、兄弟又は姉妹若くは

其者の業務執行を檢査する非法人團體に影響する或る秘密に關せずとするも誹毀の作戰の直接又は隠秘の脅迫の下に若くは其作戰を爲して前號に示したる所を要求する者

第七二八條 前條所定の犯罪有る者次の情状の一を表はすときは六年以上十二年の懲役の刑及び二五〇〇以上二五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 有罪者の暴露すと脅迫したる秘密の虚偽なること

第二號 印刷の手段に於て又は其他總ての公開若くは流布の機械的手段を以て誹毀の作戰を實現すること

第三號 犯罪の犠牲者の或る一人に生じたる損失を填補するの不可能なること

第四號 所刑の客體たる犯罪に類似の犯罪を犯す目的を其目的の中に有する或る系統の組合、團體又は組織に有罪者の屬する事實

第七二九條 前三條所載の犯罪に對して豫定したる刑の適用に於て檢察官は所爲の性質を定むるに付き又裁判所は其判決を下すに付き有罪者の責任を減輕又は加重する情状の外尙有罪者一身上の品位との關係に於て所刑の所爲の性質に依り發露したる惡意の程度、所生の害惡及び損害の強度並に其他十全なる刑を科する爲め量定すべき一切の考察を斟酌に加ふべし

第七三〇條 詐害の精神に於て藝術上又は文學上の作品の特殊の名稱、記號又は署名を偽造、變造又は模造し若くは偽造、變造又は模造の名稱、記號又は署名の使用を爲す者は、特別法律を除く外、二月一日

以上二年の懲役の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊五五二)

第七三一條 同様の目的に於て賣捌又は商業投機の爲め王國內へ作品又は産物の出所原産又は品位に付き買主を欺く爲めに偽造、變造又は模造したる作者又は製造者の名稱、特殊の記號又は署名を有する藝術の作品又は何たるを問はず工業の産物を輸入し若くは之を賣捌に付する者は同じく特別法律を除く外二月一日以上六月の懲役の刑及び一〇〇〇以上二、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第七三二條 前二條所定の場合に於ては裁判所は官報及び裁判所の指定する最も多く部數を有する新聞紙を以て所刑の判決を公示せらるるを命令することを得

第七三三條 自身固有の利得又は他人の利得に於て虚偽の事實を知りつつ、暴露し商業上又は工業上の人格者又は非法人團體に其信用上の損失を加ふる者は犠牲者の告訴に因り一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる但し當面の事實一層厳しく懲罰せらるる讒誣、侮辱又は誹毀の犯罪を構成する場合は此限に在らず

第七三四條 匿名組合の取締役會、検査又は監視の機關の組織員若くは其諸會社の頭取、業務執行者又は會計係公の情報又は通知の中若くは株主總會の報告又は提案の中に詐害の精神に於て眞正に反する事實を記入するときは四月以上一年の懲役の刑及び五、〇〇〇以上二〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第七三五條 本款所定の總ての場合に於て有罪者の取得したる利益又は其取得せんと企圖したる利益を量定すること可能なるときは各場合所示の人身刑(1)の外尙第三八九條の規定を適用し利得の單位以上三倍の罰金を科す

(1) 自由刑の謂

第五節 物價を變動する爲めの奸計の犯罪

第七三六條 公又は私の糶賣又は競賣に加入せざることを爲め賞金、贈與又は約束を要求する者及び競落價格を變動する目的に於て同様の方法に依り脅迫又は其他總ての方法に依り此より競買者を遠ざくることを試むる者は二月一日以上六月の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊五五五)

有罪者若し法律又は官憲に依り前記糶賣又は競賣統轄の任を帯びたる者に係るときは其最高度に於て其刑を科す

第七三七條 復讐又は怨恨の或る行爲を犯すこと、特定の條件を課すること又は給料の低減若くは増加を取得することの目的に於て製造所、營業所、船舶民衆の糧食供給を妨止し若くは作業又は役務の休止又は中斷を發生し暴行又は脅迫に依り商業、工業又は作業の自由に加害する者は三月以上二年の退去の刑及び一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

首唱者及び首魁は三月以上二年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上一〇〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊五五六)

第七三八條 虚偽の風説を流布し又は或る他の計略を使用し商品株券公又は私の金利若しくは其他の取引の客體たる總ての物の自由競争より生ずる自然の價を變動するに至る者は三月以上一年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

爲替及び取引者の仲買人又は組合を組織したる商事仲立人右の犯罪を犯すときは其刑六月以上二年の禁錮、六年の絶對禁止及び一〇〇〇以上一五〇〇〇ペゼタスの罰金たり(舊五五七)

會社の業務執行者、頭取又は取締役會員若しくは各人自己固有の證券又は所有物を騰貴又は下落せしむる爲め右の犯罪を犯すときは最高度に於て其刑を科す
食料其他總ての第一必需品に加害する詐欺に付き亦同じ(舊五五八)

第六節 高利貸に就て

第七三九條 左の者は二月一日以上六月の懲役の刑及び一〇〇〇〇以上五〇〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 人の必要、輕忽又は無經驗に乗じ之に金錢を貸與し又は債權支拂期限の延長を承諾し若しくは當事者の附する名稱如何を問はず均しく經濟上の目的に充つる双務契約に依り其情狀に照し

實現する利得と施行する奉仕と著しく不釣合なる底の金錢上の利益を自己又は他人の爲め約束又は承諾せしむる者

第二號 前項所載の情狀に乗じ爲替手形、買戻約款の手段に於て又は何たるを問はず回収を保障する爲めの變装したる他の手段を使用し著しく過多なる利足を取得する者

第三號 原則を知りつつ前項所載の種類の債權を獲得し又は之を讓渡し若しくは方法如何を問はず施行する奉仕と著しく不釣合なる利足を請求する者

第七四〇條 未成年者の無經驗又は情慾を濫用し其損失に於て金錢債權其他總ての可動物の貸付を理由とする或る債務債務免除又は權利移轉に署名せしむる者は其貸付を明白に指示すると他の形式の下に假裝するとを分たず二月一日以上二年の懲役の刑、未成年者の署名したる債務の價格百分の十以上五十の罰金を以て罰せらる、但し此罰金は決して一〇〇〇ペゼタスより少かることを得ず(舊五五三)

父母又は後見人の關與する所無く成就したる契約は總て之を未成年者の無經驗又は無能力の濫用ありたるものと推定す
未成年者が虚偽に財産又は權利を若しくは其能力、其責任に影響し得る年齢其他の條件を自己に附したることの事實は前記責任の執れをも免除せず

第七四一條 質物、質銀又は俸給に於ける貸付業又は之に附し得る名稱如何を問はず古物商の(同貸付)

業に従事し帳簿を有せず又は規則の要求する條件に之を存置せざる者は一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊五五九)

第七四二條 古物商の家柄又は類似の家柄の金貨又は所有者にして提供せられたる質物又は擔保の受取を與へざる者は一、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊五六〇)比七八四
若し質物を變質又は變形し而して其情狀を帳簿に記入せざるときは貸與者に二月一日以上六月の懲役の刑及び一、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を加ふ

第七節 被禁止博戯に就て

第七四三條 本法典の效力に付ては其中に利益の介在し且其勝利又は失敗の全部又は殆ど全部運命に拘はり其勝利又は失敗が博戯者の自然且合法の巧妙に依り影響せらるることなきものは總て之を偶然の博戯と看做す

第七四四條 運命又は偶然の博戯の家屋の所有者及び其家屋を設備し又は之を維持する者は六月以上一年の禁錮の刑及び五、〇〇〇以上五〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

此刑事規定の効用に付ては止だに投機の爲め専ら禁止且所罰せられたる博戯に委ねたる家屋のみならず尙同じく投機の目的に於て常に其博戯の存するものは他の合法なる目的を追ふ所のものと雖も均しく亦之を博戯の家屋と看做す

娛樂其他總ての目的を追ふ社會に關し其場所に於て其社會の從事する禁止博戯を設備し且維持する者の知れざるときは社會の頭取を其責任者と看做す

第七四五條 博戯又は富籤に於て自己に勝利を保障する爲め詐害手段を使用する者は詐欺として罰し且之に最高度に於て其該當する刑を科す

第七四六條 博戯者又は單純列席者として未成年者を其内に認容する家屋又は社會に關するときは前數條所見の犯罪責任者に最高度に於て其刑を科す

未成年者の該家屋に出入することを誘導する者は同様の刑を受く

第七四七條 偶然の博戯に委せらるる社會の家屋又は場所に常習として出入する者は二月一日以上四月の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第七四八條 後見人及び法律上未成年者其他の後見服従者の教育及び看守を爲す者本節所定の犯罪の爲め所刑せらるときは當然後見職の行使を停止せらる

同様の犯罪有る官憲又は其代理及び系統如何を問はず公職員は外に二年以上十二年の禁止の刑を受く

第七四九條 博戯の金錢及び器具又は装置は其存在する場所如何を問はず總て之を沒收す(刑一三四)

第八節 損害の犯罪

第七五〇條 本編及び次編の諸節に含まれることなく且自己又は他人の爲め直接の利潤を取得するの故意無く他人の田舎又は都會の土地、動物又は之に屬する總ての物件を破壊、毀損し若くは其持主に損失を惹起する者は損害の爲め刑事上責任有るものなり

第七五一條 左の如く行動し價格二、五〇〇ペゼタスを超え二五、〇〇〇ペゼタスを過ぎざる損害を惹起し且本法典又は特別法律の他の規定に依り一層重く罰せられざる者は六月以上三年の懲役の刑を以て罰せらる(舊五七六)

第一號 證人、鑑定人又は其他總ての方法を以て法律の執行若くは適用に寄與することを得る者又は得たる者として一個人の犯したる行爲の復讐に因り又は其故に基きて(刑二八九第四號第五號)

第二號 放火、爆發、溢水又は何たるを問はず他の類似の所爲の手段に於て

第三號 家畜群に傳染病又は流行病を惹起して(刑五五〇)

第四號 有毒性又は腐蝕性の物質を使用して(刑六六第六號)

第五號 徒黨に於て又は孤立の個所に於て(刑六六第三號、第八號)

第六號 記録又は帳簿を損害して

其損害前數情狀の一を以て産出し且其重要性二五、〇〇〇ペゼタスを超ゆるときは三年以上八年の懲役の刑を以て罰せらる

損害が被害者を零落せしめたる場合は總て同様の刑を科せらる

其重要性二五、〇〇〇ペゼタスより上に非すと雖も二〇〇〇ペゼタスを過ぎたる損害は二月一日以上六月の懲役の刑を以て罰せらる

第七五二條 價格を評定することを得る書類又は文書の放火、破壊は前數條の規定に照して罰せらる。裁判所は若し所爲の情狀に基き之を適當と評定するときは其慎重なる認定に依り刑を低下することを得

若し其價格を評定することを得ざるときは其刑一、〇〇〇以上二五、〇〇〇ペゼタスの罰金たり

本條の規定は其所爲の一層重き他の犯罪を構成せざる限りに於て之を適用す

第七五三條 其重要性二〇〇ペゼタスを過ぎ前數條に含まれざる損害は一、〇〇〇以上二、五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

此規定は家畜群の惹起したる損害並に本法典第三編の規定に依り違警罪の稱を附することを要する損害に之を適用すべきものに非ず

第七五四條 本節前數條所定の犯罪は其損害の工業、商業又は公若くは私の仕業の經營に使用する機械、器具其他の要素及び本法典第四五七條乃至第四六〇條、第六七七條乃至第六八〇條及び第七三七條に關する犯罪と關係を有するときは夫れ夫れ豫定したる刑の最高度を以て罰せらる

第七五五條 他人に屬する財産に損害を發せしめたる有罪者は縱令其犯罪を犯す爲め同じく自己に屬する財産に損害を惹起したりとするも本節所定の刑を免除せられず

第七五六條 官有藝術上又は歴史上の博物館又は蒐集若くは國有建造物と宣言せられたる建物に屬し又は其價値に基き或る法律に依り保護せらるる物品其他何たるを問はず藝術歴史又は文化に對する利益を表現する自己に屬し又は他人に屬する物品を知て破壊又は毀損する者は六月以上三年の禁錮の刑及び其額を裁判所の一定すべき罰金を以て罰せらる但し有罪の所爲本法典の他の條に依り一層嚴しく罰せらるるときは此限に在らず

第九節 一般の規定

第七五七條 人身に對する暴行無き強盜の犯罪竊盜詐僞又は損害の犯罪に於て其種々なる犯罪の物の價格僅少なるものに係り且犠牲者其金錢上の地位に因り量定すべき損失を受けざりしときは裁判所は刑の言渡に於て其情狀を減輕の理由として考察に加ふることを得
價格は有罪者が取得し得たるべき利得に依らずして犠牲者の家産の受けたるべき損失に依り之を確定す

第一項所定の利益は之を再犯者に付與せず

第七五八條 前條所定の犯罪有る者再犯者に非ざるとき若し一切の訴追に先ち其強取盜取又は奪取したる物を全體自發的に返還するに至れるとき又は有罪の所爲の性質に照し返還不可能なる爲め全部を犠牲者に賠償したるときは裁判所は法律の豫定する所より下の刑を科することを得刑六四

第六號

若し場合を分ち返還又は賠償が口頭辯論の前に行はれたるときは減輕は其最低度に至ることを得
第七五九條 左の者等は相互の間に起したる竊盜詐害又は損害に付き刑事責任は免除せられ而して専ら民事責任を負ふ

第一號 配偶者尊屬卑屬及び同系内の姻族

第二號 自己の亡故せる配偶者に屬せし物に關し其物他人の權内に移らざるときは寡妻配偶者

第三號 若し同居するときは兄弟又は姉妹義兄弟又は義姉妹

本條所定の免除は之を犯罪に關與せる他人に適用すべきものに非ず

第十五章 幼者に對して犯す犯罪

第一節 幼者の健康に對する犯罪

第七六〇條 十分なる資力を用意しながら其勢力又は監護の下に在る十六歳未滿者に緊要なる食料又は必要なる世話を缺如する者は二月一日以上四月の禁錮の刑及び一〇〇〇以上二〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(八四三)食料又は世話の缺如の爲め幼者第五三二條所列重傷の犠牲と爲りたるときは其最高度に於て前述條文所載の刑を科し有罪者若し犠牲者の尊屬なるときは直接上の

刑を科す(刑七八六)

第七六一條 公又は私の興行に於て十六歳未満者に輕業、力業、曲藝又は脱臼等其何たるを問はず危險なる實演を施行せしむる者は特別法律の特殊の規定を除く外一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

尊屬後見人又は幼者の監護を負擔する者前述の實演に従事せしむる爲め幼者を第三者に交付するときは、外に、三月以上六月の禁錮の刑を以て罰せられ若し幼者の交付が代價、報酬又は約束の手段を以て行はれたるときは其罰金二、〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスたり

第七六二條 其勢力又は監護の下に置かるる幼者に對し懲戒權及び微溫的折檻の濫用に依り其健康を危険に置く程重大なる仕方をして之を虐待する者は二月一日以上一年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑五三五第二項)

第七六三條 傳染性花柳病に侵されたることを知りながら性關係に依り之を十六歳未満者に移す者は傳染の結果に照し一層重き刑を課せられざる限り四月以上二年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上三、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑五三八)

第七六四條 乳母にして其傳染病に侵されたることを知りながら乳齡の小兒に授乳し之を移したる者は傳染の結果一層重き刑を課せられざる限り六月以上三年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上三、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第七六五條 圖利の精神に因り又は他の一身上の利益に於て又は惡心に因り其卑屬被後見者又は配下、僕婢、職工、徒弟若くは生徒たる十六歳未満者を精力を消耗する有形上又は精神上の作業に餘儀無くする者は一層重き刑を課せられざる限り四月以上二年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上三、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑七八六)

第二節 幼者の遺棄

第七六六條 其監護に委ねられたる十二歳未満の小兒を遺棄する者は三月以上三年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑八四四)小兒の隱姿後其消息を有せざる場合に於て小兒を其監護の下に有したる者他の犯罪を犯すことなく之を遺棄したるに過ぎざること

を立證せざる限り之に六年以上十二年の禁錮の刑を加ふ

第七六七條 父及び母にして其年齢又は情狀に因り事實上自足するの無能力に在る子の厄介を免る爲め全然之を遺棄する者は一年以上四年の禁錮の刑及び一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

若し遺棄の爲め幼者死亡し又は若し重大なる傷害又は疾病を憫みたるときは其所爲一層重き他の犯罪を構成せざる限り四年以上六年の禁錮の刑を科す(刑七八六)

第七七八條 製造所、仕事場、取引場其他總ての種類商業、工業又は農業の經營に於て幼者に作業を供

給することの口實の下に之を外國に伴ふ爲め小兒の募集に身を委ね又は其目的に於て宣傳を爲す者並に父及び母又は後見人にして其小兒又は被後見者を其募集人に委付する者は六月以上二年の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑七八六)
其委付若し代價報酬又は約束の手段を以て行はれたるときは其最高度に於て自由剝奪の刑を科せらる

第七六九條 十二歳未満者の教育又は養育を其任務に有しながら之を委託したる者又其存らざるとき官憲の同意無く之を救濟場に置き又は他人に交付する者は二月一日(1)の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑七八六)(舊五〇二)

(1) 長期の記載を脱するか

第三節 幼者の奪取

第七七〇條 七歳未満者の奪取は十年以上二十年の懲役の刑を以て罰せらる(舊四九八)

幼者を擔任しつゝありて之を其兩親又は後見人に表示せず亦其隱姿に付き満足なる説明を與へざる者は同様の刑を受く(刑七八六)(舊四九九)

第七七一條 幼者但し七歳より多き齡の者に其兩親後見人又は其監護を擔任したる者の家を抛棄することを奨励する者は二月一日以上六月の禁錮の刑及び一〇〇〇以上三〇〇〇ペゼタスの罰金を

以て罰せらる(舊五〇〇)

第四節 幼者の貞操及び德行に對する犯罪

第七七二條 十二歳未満の婦女と性關係を有する者は六年以上十八年の禁錮の刑を以て罰せらる

同様の年齢の婦女に羞耻すべき濫用を犯す者は三年以上六年の禁錮の刑を受く

第七七三條 力又は威嚇を使用し若くは犠牲者の無智覺状態に在るとき十二歳以上且十八歳未満の婦女と性關係を有する者は六年以上十六年の禁錮の刑を以て罰せらる(刑五九八)

第七七四條 十二歳以上且十八歳未満の婦女と第六〇五條及び第六〇七條所定の姦淫を犯したるときは四月以上一年の禁錮の刑を以て罰せらる

右年齢の婦女と第六〇六條所定の犯罪を犯したるときは其最高度に於て該條所定の刑を科せらる(刑七八六)

第七七五條 欺罔の助を以て十二歳以上且十八歳未満の婦女に對して犯したる羞耻すべき濫用は四月以上一年の禁錮の刑を以て罰せらる(刑六〇五)

力又は威嚇に依り若くは犠牲者の無智覺の状態に在るとき之を犯したるときは一年以上三年の禁錮の刑を科す(刑六〇二)若し其犯罪前條第二項所載の者に依り行はれたるときは直接上の刑を科す犠牲者と同性の者羞耻すべき濫用を犯し而して犠牲者十二歳未満なるときは四年以上十年の禁錮

の刑を科す、若し犠牲者十二歳以上且十八歳未満にして力又は威嚇介入するときは同様の刑を科す、若し此情狀選近せざるときは三年以上六年の禁錮の刑を科す(刑六〇一、七八六)

本條及び前三條所見の場合に於て有罪者其犠牲者の尊屬なるときは該當する直接上の刑を科す

第七七六條 羞耻すべき故意に於て犯したる十二歳未満者の拐取は六年以上十二年の禁錮の刑を以て罰せらる(刑六一一)

若し猥褻なる故意に於て奪はれたる者十二歳以上且十八歳未満の方正なる生活のものに係り且拐取が其同意を以て犯されたるときは一年以上二年の禁錮の刑を科す(刑六一二)

拐取が被奪去者の任意に非ず又は其任意に反して實現せられたる場合に於ては二年以上六年の禁錮の刑を科す

之を娶る目的に於て其同意を以て實行したる十二歳以上且十八歳未満の婦女の拐取は一年以上二年の禁錮の刑を以て罰せらる(刑六一二)

第七七七條 左の者は六月以上六年の懲役の刑、八年以上二十年の公務特別禁止の刑及び一〇〇〇以上一〇〇〇〇ペゼタスの罰金を受く

第一號 常習として十八歳未満者の淫賣又は淫行を援助又は容易にする者

第二號 羞耻すべき故意に於ける第三者の希望を満足せしむる爲め十八歳未満者に淫賣に従事する手段を得せしめ又は渠等に對し縱し其同意有るときと雖も同様の目的に於て種類如何を問は

ず煽動を使用する者及び約束又は取極の手段に依り西班牙領土に於て又は其爲め外國に伴ひて淫賣することに之を誘引する者、有罪が尊屬、後見人、管財人、主人又は何人たるを問はず、權能又は職務の濫用に依り行動する者なるときは最高度に於て其刑を加ふ

第三號 同様の目的に於て如何なる動機の爲めたるを問はず又は如何なる口實の下に於てするを問はず、幼者の悪しき家屋又は個所に於ける淫行又は滞留の繼續を援助又は容易にする者

前數號所設の制裁は犯罪を構成する所爲の一を外國に於て履行したるときと雖も完全に適用すべきものたり、但し此場合に王國內に於て犯し且其爲め既に有罪とせられ、刑を受けたることを有罪者の證明したる所爲は西班牙に於て之を罰することなし(刑六〇九)

第七七八條 其法定勢力下に十八歳未満者の存在する者にして其悪しき家又は土地に滞在するの故に因り其淫賣又は淫行を知りつつ其状態又は其土地に生活を繼續するを妨止する爲め自己の監護を保障して之を收容することを爲さず又は之を監護する手段を有せざるとき之を官憲の處分に置かざる者は四月以上一年の禁錮の刑を受く(刑六〇九末項、六一〇、七八六)

第七七九條 十八歳未満者を貞操に反する行爲を犯すことに誘引する者及び十八歳未満者の目前に於て同様な性質の行爲を犯す者は二月一日以上六月の禁錮の刑及び一〇〇〇以上五〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

其幼者有罪者の卑屬、養子、被後見者、生徒、被用者又は僕婢なるとき又は名稱如何を問はず有罪者の監

護に委託せられたる者なるときは最高度に於て其刑を加ふ

第七八〇條 方法如何を問はず十八歳未満者に猥褻なる性質の書物、出版物、繪畫、寫眞其他の物を提供、賣却貸與又は取得せしむる者は二月一日以上二年の懲役の刑及び一〇〇〇以上一〇、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑六一八)

第七八一條 有毒藥品其他麻酔劑の賣渡人に對する第五五八條第二項所定の刑は其者十八歳未満者に其物質を提供し又は賣渡したるときは其最高度に於て之を加ふ

第七八二條 行娼の家其他腐敗の個所の所有者又は業務執行者十八歳未満者の之に入ることを許すときは二月一日以上六月の懲役の刑及び一〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる
十八歳未満者の出入する教會學校其他總ての個所の附近の地に於て若くは此年齢未満且四歳より多き者の居住する家屋内に於て常習として淫賣を實行し又は之に依て収益する者は同様の刑を科せらる

第七八三條 博戲場の所有者又は頭取に對する本法典所定の刑は其者等幼者の其家に入ることを許したるときは其最高度に於て之を加ふ(刑七四六)

第五節 幼者關係の所有物に對する犯罪

第七八四條 古物商の家柄又は類似の營業所の金貸又は所有者十八歳未満者の自己又は他人の名に

於て與ふる質物を受取ることに同意するときは二月一日以上四月の懲役の刑又は一、〇〇〇以上五、〇〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(比七四二)

第七八五條 犯罪に由來する物を常習として獲得する者若し賣渡人十八歳未満者なるときは該當する刑の最高度に於て罰せらる

一般の規定

第七八六條 前述數條所定の刑の外尙本法典第七六〇條第七六一條第七六二條第七六五條第七六七條第七六八條第七七四條第七七五條第七七七條及び第七七八條の問題たる父及び母、尊屬又は後見人には幼者の監護及び教育の權利停止を科す、特に重き場合に於ては其外親權の剝奪、後見の權利及び親族會に加はる權利の禁止に處することを得

本法典第七六〇條第七六一條第七六五條第七六九條第七七〇條第二項及び第七七四條の關係する幼者の監護者又は之を擔任したる者は特に重き場合に於ては其受くる刑の外尙亦後見の權利又は親族會に加はる權利の禁止に處することを得

未成年者の婦女の夫は第七七八條所見の場合に於ては亦之を夫權の喪失に處す

教師又は方法如何を問はず少年の教育を擔任したる者第七七四條第七七五條及び第七八〇條所定の犯罪に正犯又は從犯として關與したるときは外に之を八年以上二十年の特別禁止に處す

第七七七條 本法典第六一三條及び第六一四條所載の規則は本條所定の貞操に對する犯罪に亦其適用有り

第三編 違警罪に就て及び其刑に就て

第一章

第一節 印刷物及び類似品の違警罪に就て

第七七八條 左の者は特別法律の反對規則を除く外二五以上二五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 公然活版、石版其他類似の技術を行ふ營業所の所有者又は業務執行者にして法律の規定を遵守せざる者

第二號 形式如何を問はず郵便に依り又は公然の個所若くは公衆の近くべき個所に於て法律の其許可を要求するとき管理官憲の許可無く、又定期刊行物に關し法律の規定に因り官憲に届出づることを要する見本を之に提示するに先ち、印刷物又は繪畫の分布又は配布の取扱を爲す者

第三號 前號所述の許可を得ること無く十人以上の間に傳播したる肉筆又は機械製謄本の賣却者

及び配布者、但し著者又は賣却若くは配布の役を與へたる者の認識せられざる場合を除く、此場合に於ては配布者其責任有り

第四號 管轄官憲の許可無く公然に刷物、繪畫又は手若くは機械に成れる文書を貼附し又は貼附せしむる者

第七八九條 左の者は特別法律が別種の懲罰を記載せざる限り五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 虚偽の事實を發表したる定期刊行物の主幹にして若し被攻撃者又は誰たるを問はず其件に付き該事實を正誤又は説明することを許されたる者の爲す辯解を三日の期間内に無償に登載することを拒絶する者、但し正誤は長さに於て虚偽の報道を有せる記事の二倍を超ゆることを得ず

被攻撃者の不在又は死亡の場合に於ては其子、父及び母、兄弟又は姉妹及び相続人同様の権利を有す

第二號 活版、石版の手段其他總て公刊又は流布の手段に依り其關する家族に損失又は重大迷惑を惹起し得る、但し侮辱たること無き、私行に關する事實を惡意に暴露する者(刑訴一〇四第二項)

第三號 同様の手段に依り公の秩序に對する或る危険又は國家の利益若くは信用に對し或る損害を惹起し得る虚偽の報道を惡意を以て公表する者

第四號 同様の方法を以て法律刑三一六又は編制官憲に必要な服従を爲さざることを教唆し、公の徳義、良風又は貞操を害し、犯罪を犯す程度に至らざる者

第五號 官の處分、討議又は文書の未だ公式に公表せられざるに先づ必要な許可無く、惡意に公表する者刑四四二

第二節 公序に對する違警罪に就て

第七九〇條 犯罪を構成せざる用語に於て、其語句に依り王后、Asturiesの太子(1)又は何たるを問はず國家の權力に要する尊敬を公然缺く者は一月以上二月の拘留の刑及び五〇ペゼタスより下ならぬ又一〇〇〇ペゼタスに至らざる罰金を以て罰せらる(刑二五六、二五七)

(1) アスチュリは西班牙國發祥の地、一三八八年來同國の皇長子をアスチュリの太子と云ふ

第七九一條 左の者は五日以上十五日の拘留の刑及び五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 裁判所又は郷法衙(Juzgado)の訟廷室に於て軽く秩序を紊す者刑三〇八第一項

第二號 文事系統の屬僚にして其上長に要する尊敬及び服従を缺き、若し所爲が犯罪を構成せず且特別法律が其懲罰を階級上長者に留保せざる者刑三二三

第七九二條 左の者は一〇以上二五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 自己に與へられたる特別の命令を遵守せず官憲に要する尊敬及び厚遇を缺き又は軽く之に反き若し其尊敬缺如又は不服従が犯罪を構成せざる者刑三二三、三二六

第二號 犯罪を構成せざる方法を以て其職の施行中なる官の事務員を攻撃する者及び同様の場合に於て之に服従せざる者刑三二六、三二七

第三號 犯罪、出火、難船、洪水又は其他の災難の場合に於て且自身の損失も冒險も無く之を爲すことを得るとき官憲の要求する援助を之に與へざる者刑八二三第二號但し常に其所爲が犯罪を構成せざる條件に於て

第四號 喧鬧なる囃子立て又は集合を指揮し若くは之に積極の部分を取りて或る人を攻撃し又は公共の安息を害する者刑七九四

第五號 夜中唄を歌ひ又は他の慰を爲しつつ市中を徘徊して公序を紊し犯罪を犯すに至らざる者(刑七九四)

第六號 其泥酔に依り攪亂又は醜態を惹起する者刑八一五

第七九三條 輕き方法を以て宗教の行爲を紊し又は參加する者の宗教感情を害する者は一日以上三十日の拘留の刑及び一〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑二七一、二七九)但し常に犯罪を構成せざる條件に於て

第七九四條 道理上驚駭又は混雜を惹起すべき手段を使用して公共の安息又は秩序を軽く紊亂し本

法典の他の規則に含まれざる者は五以上一〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑七二四第四號第五號)

第七九五條 性質如何を問はず管轄官憲の布置し又は其書かしめたる告示又は布告を全部又は一部撤去、抹消又は破壊する者は五〇以上一〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第七九六條 其職に基き告知を要求する官憲又は公職員に自己の眞正なる氏名、住所、身分又は居所を隠秘する者は二五以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑四一〇)

第七九七條 稱號の一を必要とする職業の行爲を其稱號無くして實行し第四〇八條の規定に含まれざる者は縦令健康其他に對し何等の性質の損害を惹起せざりしとするも五〇ペゼタスより下なること又一〇〇〇ペゼタスに至ることを得ざる罰金を以て罰せらる(刑四〇八)

第七九八條 系統如何を問はず官憲の科したる自己又は他人に關する財産刑、罰金又は賠償の支拂に付き公言、申込又は義捐の方法を以て人を勧誘し本法典第二編の孰れの條文にも含まれざる者は一日以上三十日の拘留の刑及び五〇ペゼタスより上又一〇〇〇ペゼタスより下なる罰金を以て罰せらる

第七九九條 虚偽なる金又は銀の貨幣を善意を以て收受し其虚偽なることを認識したる後五〇ペゼタスを超えざる數量に於て之を流通せしむる者は貨幣の價格の單位以上三倍、但し決して五〇ペゼタスを下ることを得ざるの罰金の刑を以て罰せらる(刑三四九)

同様の情狀に於て價格五〇ペゼタスより上ならざる銀行券を流通せしむる者は同様の刑を受く(刑三五三)

第八〇〇條 法定強制通用を有する貨幣又は其代表的記號の合法なることを認識しつつ之を支拂に收受することを拒絶する者は一〇以上一〇〇ペゼタスの罰金の刑を受く

第八〇一條 都市の内又は公共若くは繁華の土地に於て火器を發射し狼煙、爆竹其他總て驚駭又は危険を惹起するに足る發射物を放つ者は一日以上五日の拘留の刑及び七五以上一〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑五一一)(舊五八七)

前項の規定は無許可武器使用に關する本法典の規定を妨ぐることなく適用すべきものなり

第八〇二條 武器の不法使用を爲し及び禁止の武器を所持する者は其所爲本法典第五四二條の規定又は特別法律(一九二八年一月一日附勅令法律に據る編纂の規定に含まれざるときは五以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑五四二)(舊五七八)

第二章 一般利益及び都市規則に對する違警罪に就て

第八〇三條 公の裝飾利用又は娛樂に供する彫刻、浮彫又は繪畫に投石し又は之を汚損し若くは市街公園及び庭園又は散歩場に或る何等かの損害尙或は照燈又は物品に或る損害を惹起する者は縦令其私人に屬するときと雖も其所爲其重さに因り本法典第二編の規定に含まれざる限り所生の損害

の二倍以上四倍の罰金を以て罰せらる(刑七五六)

都市の装飾に關して發布したる規定に違反する者は方法如何を問はず同様の刑を受く(舊五八五)

第八〇四條 商人又は賣捌人にして公衆を詐害する爲め虚偽なる又は計略を以て手入したる度量又は權衡を持有し若くは方法如何を問はず十位メートル制の應用又は自己の屬する團體の検査に關する規則に違反するときは五〇ペゼタスより下ならず又一〇〇〇ペゼタスに至らざる罰金を以て罰せらる(刑七二五第三號)(舊五九二第三號)

其營業所に於て器物の中に又は包裝の中に若くは其他の方法を以て公衆に賣捌く爲め用意したる食糧を持有する者は其有することを要する重量、容量又は品位を有せざる時は同様の刑を受く(舊五九二第五號)

第八〇五條 物の賣捌に於て一〇ペゼタスを越えざる價格に付き或は數量に於て或は品位に於て公衆を詐害する者は十日以上二月の拘留の刑を以て罰せらる(刑七二四)

第八〇六條 左の者は五日以上三十日の拘留の刑又は二五以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 物の自然の價を變動する爲め虚偽なる風説を流布し又は其他の或る不法なる計略を使用し其目的を達することなき者但し其所爲犯罪を構成せざる時(刑七三八)

第二號 住民の糧食を保障するに充てたる警察規則に違反する者(舊五九三)

第八〇七條 公の土地又は營業所に於て種類如何を問はず純然たる銷暇又は娛樂に非ざる宿命又は

偶然の博戲を鼓舞し又は之に加入する者は五以上五〇〇ペゼタスの罰金を受く(刑七四七)(舊五九四)

第八〇八條 左の者は且第二編に含まれざる場合に於て十日以上二月の拘留の刑又は五〇ペゼタスより下ならず又一〇〇〇ペゼタスに至らざる罰金を以て罰せらる

第一號 藥劑師にして惡しき品位の藥劑を賣捌く者(刑五五五)

第二號 ホテル、菓子舖、麵屋其他類似の營業所の所有者又は被用者にして健康に害有る損傷又は變性の飲料又は食糧を賣捌く者若くは使用に供する器物、度量及び其他の器具の用法又は保存に付き所定の規則又は適當なる用意を遵守せざる者(刑五五四)

第八〇九條 左の者は其所爲第二編に於て制裁せられざる限り五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 行娼に關する衛生警察規定に違反する者

第二號 流行病及び傳染病の届出に關する衛生立法の規定に違反する者並に消毒に關する訓戒を遵守せざる者(刑五四七)

第三號 傳染病又は流行病の時期に官憲より發布したる規則に違反する者

第四號 家畜流行病の届出及び抗争に關する現行規定に違反する者(刑五四八)

第五號 獸類流行病、蝗虫其他總て類似の災禍絶滅に關する規則、命令及び布告に違反する者

第六號 死體の運搬及び埋葬に付ての行政廳發布の衛生規定に違反する者(刑五四五、五四六)

第七號 死體、墓地又は其他總て埋葬する個所を汚漬する者(刑二八〇、二八一)

第八號 飲用に供せざる泉又は獸類飲浴場又は水源、雨水貯蓄所、井戸其他總て水の存する場所を汚穢し又は腐敗せしむる者(刑五五三)

第九號 惡臭有る又は不健康なる物質の製造に付き警察の規則又は布告に違反し若くは之を市街に投擲する者(舊五九六第八號)

第八一〇條 左の者は五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金の刑を以て罰せらる(舊五五九條の一部)

第一號 醫師にして其診療する人物又は死體に付き毒物其他犯罪の痕跡に着目しながら逕ちに官憲に報告せざる者但し情狀に基き一層重き責任を負はざるに限り

第二號 狂者の監護又は監督の擔任者にして之を必要とする如くに監督せず其市街又は公の個所を往復するに任かす者

第三號 獐猛且加害性なる動物の所有者にして之を單獨又は害を惹起し得る程に放置する者

第四號 公然家畜を虐待し又は過度の疲労に強制する者

第八一一條 左の者は其所爲犯罪を構成せざるときは二五ペゼタスより下ならず又一、〇〇〇ペゼタスに至らざる罰金を以て罰せらる(舊六〇一)

第一號 蒸汽機關、石灰電爐、煙突其他類似の個所に就て火の傳播を避くる爲めに定めたる規則

に背馳する者若くは規則、命令又は布告に違反して之を構造する者若くは之を掃除すること又は火災の危険有りや否やを注視することを怠る者

第二號 官憲の命令に違反し崩壞に陥らんとし又は其懸念の光景有る建物の修理を怠る者(刑五六八、五七〇)

第三號 材料の寄託、井戸又は地窟の開鑿に關する安全の規則に違反する者

第四號 發火性又は腐蝕性の物質若くは重大なる損害を惹起し得る化學成品の製造及び保管に關する官憲の規則、命令又は布告に違反する者

第八一二條 必要なる許可無く又は或る法定の規則を遵守せずして無線電信又は無線電話の發電所を設置する者は十日以上二月の拘留の刑又は一〇〇ペゼタスより下ならず又一、〇〇〇ペゼタスに至らざる罰金を以て罰せらる

第八一三條 勞働に適しながら何等の職業をも何等の營業をも施行することなく乞丐し又は浮浪生活を續くる者は五日以上三十日の拘留の刑を以て罰せらる但し本法典第一〇五條所定の保安處分の適用を妨ぐることなし(刑一〇五、一三三)

第三章 公職員の獨立に對する違警罪に就て

第八一四條 他人の權利又は利益の損失に於て或る公職員に文書に依り又は口頭を以て左の事項を

依頼する者は其成功の場合に五〇ペゼタスより下ならず又一〇〇〇ペゼタスに至らざる罰金を受

第一號 協同又は競賣の方法に依り若くは直接に取扱ふ事業、作業又は役務を特定の者に給與すること

第二號 法定の条件を必要とする特定の地位に或る候補者又は競争者を公職に志願者を同様の條件を満たせる別人に先だちて拔擢すること

第三號 公の處理に於て上級の官憲又は終局の規則に附せらるる爲め進行中の事項を解決すること

某の裁判所又は裁判官に於ける訴訟中事件の當事者の一方に特定又は有利の解決を依頼する者は場合如何を問はず同様の刑を受く(刑四五二)

第四章 公德に對する違警罪に就て

第八一五條 公の個所へ泥酔の状態に於て現はれ其の所に在る總ての者に不便を醸す如き者は二五以上二五〇ペゼタスの罰金の刑を以て罰せらる(刑七九二第六號)

泥酔若し常習なるときは五日以上三十日の拘留の刑及び五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を科す

第八一六條 公又は公衆の近づく個所に於て惡意に或る者に酔に適する飲料又は物質を吸収せしめ

て之に酩酊を致生し又は既に泥酔の状態に在る者に之を吸収せしむる者は一日以上三十日の拘留の刑又は二五以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑八四六)

右の所爲の正犯飲料の小賣商なるときは之に双方の刑を科す又若し再犯者なるときは其外之に二月一日以上一年の其職業施行特別禁止の刑を科することを得

第八一七條 書籍、出版物、彫刻、寫眞又は圖畫の陳列賣捌又は流布に依り若くは他の總ての方法に依り道德及び良俗を凌辱する者は一日以上十日の拘留の刑及び五以上二五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(刑六一八、七八〇)

第八一八條 自己の赤裸に依り又は講演、談話、舉動、暴言、猥歌若くは或る他の方法に依り公の貞操を凌辱する者は三日以上三十日の拘留の刑及び一〇以上二五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第八一九條 媚の目的に於て粗野又は卑猥なる舉動、方法、言語を以て婦女に相手に成り若くは言語又は文書に依る厄介なる懇請を以て之を惱ます者は五日以上二十日の拘留の刑又は五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第五章 身體に對する違警罪に就て

第八二〇條 犠牲者に一日以上二十日作業することを妨止し又は同時日間醫師の診療を必要とする傷害を惹起する者は五日以上二月の拘留の刑又は二五ペゼタスより下ならず一〇〇〇ペゼタスに

至ることなき罰金を以て罰せらる(刑五三三)

有罪者若し犠牲者の父子、夫又は後見人なるときは常に自由剝奪刑を科す

前項所載の制限内には父又は母其懲戒権の過度に依り其子に生じたる傷害は之を含まず(刑七六二)

第八二一條 左の者は一日以上十五日の拘留の刑又は一五以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 犠牲者の平素の作業に従事することを妨止せず亦醫師の診療を必要とせざる傷害を惹起する者

第二號 若し前に官憲又は其代理の方面よりの警告を生ぜしめたる時、配偶等にして其喧嘩及び虐待に於て傷害を惹起することなく醜態を演ずる者

第三號 家族の子にして其父及び母に要する尊敬及び服従を甚しく缺如する者及び被後見者にして其後見人に對し同様の咎を犯す者(刑訴法? Tai pr. crim. 一〇四)

第四號 本法典第五一六條に定義を下したる争闘中犠牲者の身體に或る暴行を施し犠牲者は止だ第五三三條に述ぶる所か又は違警罪を構成する所の傷害のみを受け且其正犯の認識せられざる條件に在る者

第八二二條 左の者は一日以上十日の拘留の刑又は五以上三〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 或る者を殴打又は虐待し之に傷害を惹起することなき者

第二號 正當防衛の爲めたるを除く外争闘に於て武器を以て或る者を脅迫し又は武器を使用する者(刑六七二)

第三號 言語に依り、且憤怒の烈火中に於て、或る者を之に犯罪を構成する害悪を加ふることを以て脅迫すと雖も而も脅迫に包含せらるる思考を固執せざる者(刑六七二)

第四號 言語に依り或る者を之に犯罪を構成せざる害悪を加ふることを以て脅迫する者(刑六七四)

第五號 所爲が犯罪を構成せざる限り、暴行、力又は威嚇を用ひ又は用ひず或る者に不正の強制又は或る虐待を實行する者(刑六七六)

第六號 公又は私の場所に於て理由無く或る者を凌辱し、愚弄し又は方法如何を問はず又形式如何を問はず教唆する者

第八二三條 左の者は一〇以上三〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 言語に依り軽く人を侮辱する者(刑六〇三、刑訴一〇四)

第二號 他人より甚だ大なる害を避くる爲め請求せられ自己には之に因て損失を生ずることなきに拘らず要求せられたる救助を與ふることを拒む者、但し其回避が犯罪を構成するときを除く(刑二七、七九二第三號)

第六章 所有權に對する違警罪に就て

第一節 不法の奪取及び領得

第八二四條 第七〇三條の情狀に於て但し第七〇四條第五號の規定の中に含まれることなく一〇〇ペゼタスの價格を超えざる竊盜を犯す者は十日以上二月の拘留の刑を以て罰せらる

第八二五條 強盜又は竊盜又は詐偽の犯罪の爲め若くは二度前條所定の違警罪の爲め所刑せられ明に其金錢上の位置に相當せざる金錢證券又は物品の占有中を襲はれ而して其正當なる由來を辯明せざる者は一日以上三十日の拘留の刑又は二五以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊六〇六第一號)

第八二六條 罰すべき行爲に由來する物を善意に金錢を以て取得し又は他の方法を以て買取り若くは獲得し而して次で其不法の由來を認識しながら逕に官憲又は其代理の一員に届出を爲さざる者は五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を受く(刑五一四)

第八二七條 鍛冶屋、鍵屋其他の職人又は商人にして或る者が其鍵の充當せられたる場所又は物品の所有者、小作人其他の正權原の占有者又は右の者等の代表所に非ざるとき其者の爲めに種類如何を問はず真正なる鍵を模範に蠟に取る押型の方法又は他の方法を以て鍵を製造し又は其者等に賣渡す

者は五日以上二月の拘留の刑又は二五以上七五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる但し其所爲犯罪を構成するときは此限に在らず

第八二八條 本法典第二編第十四章第四節二款に含まれたる詐欺又は其他の欺罔を犯したる者、一〇〇ペゼタスを超えざる價格に關するときは、前に強盜、竊盜又は詐欺若くは二度竊盜又は詐欺の違警罪の爲め所刑せられざる限り、此條件に於て其所爲犯罪を構成せざる限り、十日以上二月の拘留の刑及び其取得したる又は取得する事を企圖したる利得の單位以上三倍の罰金を科せらる(刑七二四第一號)

利益に依り又は圖利の目的に於て夢を判斷し豫測又は豫言を爲し若くは他の同一方法を以て公衆の輕信を濫用する者は同様の刑を受く

第二節 不動産の專擅使用

第八二九條 左の者は一日以上二十日の拘留の刑を以て罰せらる(舊六〇七)

- 第一號 果實を採取し且之を其場に於て食する爲め他人に屬する地所又は田野に立入る者(刑八三二)
- 第二號 之を其場に於て馬又は家畜に食せしむる爲め同様の方法を以て果實、收穫物又は森林の産物を採取する者(刑八三二)
- 第三號 刈入を全部取去らざる前刈入の落穂又は穀を自己に領得する爲め所有者の許可無く他人

に屬する地所又は田野に立入る者(刑八三二)

第八三〇條 左の者は五以上五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第一號 閉鎖したる地所又は看守したる田野へ狩獵する爲め又は捕魚する爲め所有者の許可無く暴行無く立入る者(刑七〇二)

第二號 遠國又は口實如何を問はず栽培地又は播種地を通過する者(刑八三二(舊六〇八)第二號)

第三號 圍壁又は圍障有る地所へ所有者の許可無く立入る者(刑八三二(舊六〇九))

第八三一條 左の者は二五以上二五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊六一〇)第一號第二號)

第一號 車馬又は害を加ふべき動物を以て前二條所定侵越の一を犯す者但し其損害の故に因り上の刑に値せざるときを以て限りとす(刑八三二)

第二號 小屋生籬避難所圍障柵欄其他總ての地所の防禦を損壞又は崩壞し其損害一〇〇ペゼタスを超えざる者

第八三二條 暴行又は威嚇を以て第八二九條第八三〇條第二號及び第三號及び第八三二條所定の違警罪を犯す者は其所爲犯罪を構成せざる限り十五日以上二月の拘留の刑及び一五以上一〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第八三三條 家畜の所有者にして放任又は懈怠に依り若くは其看守を擔任したる者の所爲に依り動物の他人の地所に進入し且其の所に於て損害を加ふるに任せたる者は重要如何を問はず左の罰金を以て罰せらる

を以て罰せらる

第一號 動物若し牛類に屬するときは一〇以上二〇〇ペゼタスを以て

第二號 獸類若し牝山羊にして且其地所樹木を植付けたるものなるときは五以上一〇〇ペゼタスを以て

第三號 動物若し牝馬牝驢又は牝騾なるときは二以上七五ペゼタスを以て

第四號 動物若し毛糸獸類又は其他前二號に含まれざる種類なるとき若くは牝山羊に關し且其地所樹木を植付けたるものに非ざるときは其罰金一以上五〇ペゼタスたり

若し其地所閉鎖せられてあるとき葡萄の木存るとき播種せられてあるとき其の所に橄欖其他の樹木存るとき前條(1)に含まれたる犯人に其額場合を分ち夫れ夫れ豫見したる所に二倍の罰金を科す

(1) 前項の誤ならん

第八三四條 家畜の所有者許可無く他人の地所に立入ると雖も損害を加ふることなきときは五以上五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第八三五條 若し家畜が其所有者たり又は爾らざる看守者の任意に依りて進入したるときは竊盜又は損害の有罪者として之に上の刑を適用すべきに非ざる限り其看守者右の罰金の支拂の外尙一日以上二月の拘留を受く三十日の間に犯したる第三の違反は第二編の規定に因り竊盜又は損害とし

て之を裁判且懲罰す

第三節 所謂損害の違警罪に就て

第八三六條 本法典の他の規定に豫見せられず而して其重要性二〇〇ペゼタスを過ぎざる損害を加ふる者は五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる、但し其罰金は決して所生の損害より下なる可らず(刑七五三)

第八三七條 損害を生ぜずとするも之を生じ得べく外より石、物質又は或る物體を投入する者は五以上五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

若し身體に危険存るときは其罰金一〇以上一〇〇ペゼタスなり
本法典第二編に於て懲罰しあらざる放火を犯す者は其如何なるを問はず同様の刑を以て罰せらる
(刑五八五第一號)

第八三八條 他人に屬する地所に於て樹木、蔬菜又は發芽し始めたる種子を切取り其所生の損害二〇〇ペゼタスを越えざる者は所生の損害の二倍以上四倍の罰金を以て罰せらる、其損害若し樹木を切倒したる事實より非ず而も枝又は焚木を切取りたる事實より生ずるときは其罰金所生の損害の單一以上二倍たり、若し本條に含まれたる損害の正犯其損害より生じたる果實又は物體を奪取又は利用し而して其價格一〇〇ペゼタスを越えざるときは十日以上二月の拘留の刑を受く(舊六一七)

第八三九條 第七一〇條の規定内に包含せらるることなく、他人に屬する水を利得し又は其流れを迂回せしめ以て二〇〇ペゼタスを過ぎざる重要性の損害を生ずる者は所生の損害に均しき價格の罰金を受く(刑七一〇)(舊六一八)

第七章 作業契約に對する違警罪に就て

唯一節

第八四〇條 凡そ職工にして確定の時日の爲め且其目的に付き明に法律に依り編制せられたる團體性の公機構の介入の力を以て作業契約に合格しながら約定の時日の經過前破棄を辯明する十分な理由無く該契約を破壊し而して其破棄が雇主及び公益に對する物質上又は精神上の性質の損害及び損失を招致したる者は五日以上十五日の拘留の刑及び五〇以上二五〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

雇主にして職工の不正解僱又は作業契約の專擅破棄の場合に前記公機構所定の賠償を果さざる者は其解僱及び破棄が特殊且公の性質の物質上又は精神上の損失を生じ得たるべきときは同様の刑を受く

此違警罪は事件に介入したる公機構の請求に於てするに非ざれば之を訴追せず

第八章 幼者に對する違警罪に就て

第一節 (題目無し)

第八四一條 十六歳未満者を公の演戲又は文藝の興行に使用する者は二五〇ペゼタスより下ならず又一〇〇〇ペゼタスに至らざる罰金を以て罰せらる。活動寫眞の薄皮 (Pellicula) を得る爲め此幼者を利用する者は同様の刑を科す

前項の問題たる禁止は行政官憲の規則に服従す官憲は之を解除するに付き作業の有形上及び無形上の不便と小兒の條件との間に存する關係を量定すべし

第八四二條 雇主にして作業の種類如何を問はず十歳未満者を使用する者及び幼者の作業に關する規定に違背し十歳以上但し十四歳未満者を使用する者は二五〇ペゼタスより下たるを得ず一〇〇ペゼタスに至らざる罰金を以て罰せらる

雇主にして幼者の夜業に關する規則に違背する者は同様の刑を以て罰せらる

雇主にして十六歳未満者を現行規定に依り禁制せられたる作業に使用する者は前二項所定の刑を以て罰せらる

第八四三條 父母又は後見人にして其社會の地位又は資力の之に與ふることを容す所の完然なる扶

助又は教育を其十六歳未満の子又は被後見者に與ふることを怠る者は一日以上三十日の拘留の刑又は一〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる。父母後見人又は同年齡の幼者を擔任したる總ての者義務初等教育に關する規則を遵守せざるときは同様の刑を受く(刑七六〇)

第八四四條 七歳未満の小兒の遺棄せられて存るを發見しながら之を官憲又は家族に表示せず又は特殊の各場合に於て情狀の要求する救援を加へざる者は一日以上十五日の拘留の刑又は二五以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる(舊六〇三第九號)

小兒を捨棄して地方に設けたる規則又は習慣を侵す者及び如何なる小兒たるを問はず其遺棄せられたるを發見し棄兒收容庇護所又は安全なる個所に交付せざる者は同様の刑を受く(舊六〇三第一〇號)

第八四五條 刑法の打撃の下に陥落することなしとするも而も幼者の道德觀念を危くし得る文書、廣告、圖繪、繪畫、寓意畫其他の物品を作る製作室内に十六歳未満者を占有する者は二五〇ペゼタスより下ならず又一〇〇〇ペゼタスに至らざる罰金を以て罰せらる

同年齡の幼者を舞踏室、酒精飲料賣捌及び消費に充てたる場所其他幼者の道德觀念の危險に在り得る類似の公の個所に使用する者は同様の刑を以て罰せらる

第八四六條 公然の營業所に於て十六歳未満者に酒精飲料を賣渡し又は奉仕し若くは之に其個所に殘ることを許す者は五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

同様の個所に於て悪意に其幼者に酩酊を教唆し又は既に泥酔の状態に在るとき之に酒精飲料を賣渡し若くは奉仕する者は一月以上二月の拘留の刑及び一〇〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第八四七條 其酩酊が監視の缺如又は放任の責に歸すべく其方面の犠牲と成れる十六歳未満者の父母、後見人又は監護擔任者は五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第八四八條 其道徳觀念を害し得べき舞踏又は演藝の室内若くは其他の場所へ十六歳未満者の立入ることを許す者並に其幼者を同行する成年者は五〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第八四九條 十六歳未満者に武器を賣る者は一〇〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる

第八五〇條 父又は母、後見人又は監護者にして其十六歳未満の子又は被後見者が公の場所に於ける乞丐、浮浪又は夜遊者たりし爲め留置せられたる者は斯る行動に無關係なることを立證せざる限り一〇〇以上二五〇ペゼタスの罰金及び外に一日以上三十日の拘留の刑を以て罰せらる、公衆の慈悲を哀願する爲め其家族たると否とを問はず十六歳未満者を己と同行する者は同様の刑を受く

第八五一條 父又は母、後見人又は監護者にして其十六歳未満の子又は被後見者を乞丐することに餘儀無くする爲め又は其乞丐の十分なる利得を収めざりし爲め之を虐待する者は十五日以上三十日の拘留の刑及び一〇〇以上五〇〇ペゼタスの罰金を以て罰せらる、父又は母、後見人又は監護者にして其十六歳未満の子又は被後見者を乞丐する爲め、他人に交付する者は同様の刑を受く、若し交付が金

錢の代價、報酬又は約束を用ひて行はれたるときは罰金は五〇〇ペゼタスより下ならず但し一、〇〇〇ペゼタスに至ることなし、此事項に付き幼者の監護者と協議したる者又は之と契約したる者は亦同様の刑を科す

本條及び前條の問題と爲り且其父及び母又は後見人其監護及び教育の権利の行使を停止せられたる十六歳未満者は當該營造物内へ幽閉せらる

第二節 一般の規則

第八五二條 第八四三條、第八四七條、第八五〇條及び第八五一條の問題たる父又は母、尊屬又は後見人は其幼者の監護及び教育の権利の行使を停止することを得

第九章 違警罪に共通なる規則

第八五三條 少年保護裁判所の権限を定むる特別立法一九二九年二月三日附法律勅令第九條第二號の規定を除く外本法典所定の違警罪の審理及び懲罰は通常裁判所の管轄とす、其市條例又は他の行政規定に依り懲罰せられたる所爲に付き亦同じ

如何なる場合に於ても同一所爲は司法制裁及び行政制裁を以て罰せらるることを得ず

第八五四條 本法典第三四條に照し輕微なる不豫見、不用意又は拙劣に依り縦し悪意を以て犯したり

とするも違警罪を構成するに過ぎざる所爲を犯す者は第一六二條の原則に従ひ刑を科せらる(刑一五八)

暫行規定

第八五五條 未だ少年保護裁判所の存在せざる王國の地方に在りては其地方に此機構の設立せらるるを待つ間次の原則を適用す

甲 責任を免除する者

第一號 九歳未満者。其幼者法律の犯罪又は違警罪の性質を附する所爲を犯すときは監視且教育するの任務に於て其家族に之を交付す

第二號 辨別を以て行動したるを除く外九歳以上十六歳未満者。判決を言渡す裁判所は刑を科する爲め又は幼者を無責任と宣告する爲め辨別の問題に付き明示の宣告を爲すことを要す

乙 前示年齢の中に含まれ且少年保護裁判所の事務を取扱ふ地域所犯の犯罪又は違警罪を以て所刑せられたる幼者は法律及び規則の其保護裁判所に許したる所より他の訴訟手續及び他の制裁に服せしむることを得ず

丙 犯罪又は違警罪所犯の個所に少年保護裁判所の裁判権存在せざるときは違反の責有る九歳以上十六歳未満者は刑事訴訟の原則に従て裁判せられ且之に當面の場合に關する法典又は刑事法

律の原則を適用す然れども如何なる場合に於ても其用に充てたる營造物内の未決監禁を受けず但し豫審判事は少年に救護を與ふる爲め庇護所又は營造物への假留置を命ずることを得而して其指定は市法官に依り且利害關係都市の任務に於て行はる所刑の宣告参加するときは之を宣告したる裁判所は常に一年間所刑宣告停止の利益を與ふべく其期間内に若し有罪者新なる犯罪を犯さざるときは其所刑宣告は免除せられたりと看做す所刑宣告停止は十六歳未満者に縱令他の所刑宣告の停止中に殘るときと雖も之を與へ而して停止中の一個又は數個の裁判は若し有罪者が十六歳を過ぎたる後且停止期間の進行中に一の新なる犯罪を犯すに非ざれば之を執行せず判決を言渡したる裁判所は所刑宣告停止期間中其幼者を可能の範圍内に於て少年保護裁判所を律する立法所定の保護處分に服せしむることを得

丁 有罪者十六歳に滿つる前其犯罪を犯したるときは如何なる場合に於ても之を再犯加重情狀の考察に加へず十六歳以上の有罪者に關するときは有罪者が其年齢に達する前犯したる犯罪に因り科せられたる所刑宣告は決して之を再犯を確定するものと看做すことを得ず

戊 十六歳の年齢前所犯の犯罪に對する所刑宣告にして所刑宣告停止の利益を與へられたるものは幼者が十六歳の年齢後犯したる一犯罪に對する最初の所刑宣告に付き此利益を附與することを妨げず

己 裁判官及び裁判所は其證明書を請求せらるる者の十六歳未満たりしとき犯したる犯罪に付き

科せられたる所刑宣告は其記入の爲め之を有罪履歴中央帳簿に通告することなし。有罪履歴中央帳簿の被用者或る者の履歴證明書を交付することとを要するとき其證明書を請求せらるる者の十六歳未滿たりしとき犯したる犯罪に付き科せられたる所刑宣告は決して之を記載せず。

各裁判權又は各裁判所の帳簿に於ける十六歳未滿者に科したる所刑宣告の記入は其情狀を認識する爲め及び言渡したる裁判を執行する爲め必要な事件の事實を總て不變と爲すより他の效力を有せず、然れども該帳簿の被用者は決して其記入の證明書を交付す可らず而して若し之を爲さば爲めに其負ふべき責任に關係無く交付したる證明書は何等の法定效力を生ぜず。

庚 九歳未滿者及び九歳以上十六歳未滿者の犯したる犯罪に於ける刑事責任の免除は之を民事責任に擴張することなし。

其等の場合に於て之を其勢力又は法定監護の下に有したる者は其方面に何等の過失も懈怠も存在せざりしことを立證せざる限り無責任者の犯したる所爲に付き民事上責任あり。若し何人も無責任者を其勢力又は法定監護の下に有せざるとき又は其權能を有する者無資力なるときは幼者自身其財産を以て答責す、但し唯民法所定の方法を以て之に適當なる扶助料を残すことを留保す(刑七七)。

第八五六條 新憲法及び本法典第二六三條、第二六四條、第二六八條及び第二六九條所見特別法律の公

一 布せられ且施行に入る時迄法典の第一六五條、第一六七條乃至第一七四條、第一七六條、第一八一條乃至第二〇三條及び第二〇四條乃至第二三五條は頓て廢止せらるべきも仍ほ次の變更を以て施行中たることを繼續す。

甲 前記個條の本文中に其日迄に廢止せられざる法律上且爾後の規定の加ふべき變更。

乙 該個條の本文中所載の刑の本法典第八七條所定の刑に依る變換は次の基礎の上に行はる。

無期鐵鎖は三十年迄の懲役に依り

無期徒刑は三十年迄の禁錮に依り

有期鐵鎖、重懲役 (Presidio mayor) 及び懲治懲役 (Presidio correccional) は懲役に依り

有期徒役、重禁錮、懲治禁錮及び重拘留は禁錮に依り

無期及び有期の遺流、無期及び有期の逐外は遠流に依り

放流及び退去は近流及び退去に依り

無期及び有期の絶對失權及び有期特種失權は公務、職業、技術、營業及び政權の絶對又は特別の禁止に依り

新刑罰は此暫行規定に依り適用せらるる間は各場合に付き夫れ迄施行中なりし法典の個條に於て科せられたる刑の期間より上の期間を有す可らず。

第八五七條 本法典のマドリッドガセットに於ける公布前犯したる罪事違反の裁判の爲めには尙裁

判の近き一九二八年の十二月卅一日より後たるべきときと雖も廢止せられたる法典の法則を適用す然れども若し新法典の法則被告人に一層有利にして且免訴の判決又は命令該日附後參加するときは新法典の法則を適用す現在施行中の法典を適用するときは該法典の制定したる刑は新法典中の之に該當するものと同期間の刑に變換す

本法典の公布と共に施行に入る日附との間に犯す違反は辯論に於て手續を爲すこと又は免訴を近き十二月卅一日後に言渡すこと並に新法典の法則廢止法典の夫れよりも被告人に一層有利なるときの條件に於て新法典の法則に照して之を裁判す若し十二月卅一日前右の處分を爲し辯護人又は檢事の要求あるときは此日附迄辯論を延期す此延期は違反が新法典に於て懲罰せられざるときは常に職權を以て言渡さる(一九二八年一月一〇日勅令に照し編纂)

最終規定

第八五八條 一八七〇年の刑法典は前第八五六條に述べたる所を除く外總ての部分に於て之を廢止す同じく特別法律の内に包含する刑事の性質の法則にして且本法典に編入したるものは盡く之を廢止す右特別法律中に存する他の規定若し本法典の規定に反對又は抵觸するものに非ざるときは仍ほ效力を存す

一九二八年スペイン刑法終

號	數	年	月	司 法 資 料 表 題
第一	號	大正二〇	一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二	號	一〇	一二	第二回國際少年保護會議議事録
第三	號	一一	一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四	號	一一	二	米國ノ家庭裁判所
第五	號	一一	三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六	號	一一	四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七	號	一一	五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八	號	一一	六	英國及うえゝるすノ警察
第九	號	一一	七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇	號	一一	八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一	號	一一	九	英國ノ判事及ますたー論
第一	號	一一	一〇	英佛ノ辯護士法制
第一	號	一一	一一	獨逸ノ辯護士法制
第一	號	一一	一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一	號	一二	一	辯護士倫理
第一	號	一二	二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一	號	一二	三	英國監獄制度

第一八號	大正二、四	獨逸國少年福利法案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論 (附) 統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	一二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附) 丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法 (附) 調停制度概観
第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況 短期自由刑論
第二七號	一二、八	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二八號	一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第二九號	一二、九	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三〇號	一二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三一號	一二、一〇	司法制度改良論
第三二號	一二、一一	獨逸新經濟法
第三三號	一二、一一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛、伊、白、蘭國之部)
第三四號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(奧國及瑞西之部)
第三五號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹、瑞典、諾威之部)

第三六號	一一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹、瑞典、諾威之部)
第三七號	一一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	一一、二	佛國借家借地法
第三九號	一一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)
第四〇號	一一、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)
第四二號	一一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)
第四三號	一一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)
第四四號	一一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附) 司法行政機關)
第四六號	一一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一一、六	瑞西辯護士法
第四八號	一一、七	露西亞事情
第四九號	一一、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一一、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	一一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)

第五四號	大正一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一一	獨逸國勞務契約法案及評論(附)佛國勞働法正文
第五八號	一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	一三、一二	英國裁判所構成法(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附、裁判所相互ノ關係))
第六〇號	一四、一	不定期刑言渡ノ制度
第六一號	一四、一	改善不能性犯人ノ所遇
第六二號	一四、二	英蘭刑事訴訟概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第六三號	一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	一四、四	假釋放
第六八號	一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ果進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録
第六九號	一四、五	諸國ノ刑法草案
第七〇號	一四、六	英國司法警察論
第七一號	一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇

第七二號	一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)
第七三號	一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)
第七六號	一四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七七號	一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七八號	一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概觀)
第七九號	一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則篇)
第八〇號	一四、一二	刑罰ニ關する制度(其二)
第八一號	一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(各論篇)
第八五號	一五、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授述陪審制度論
第八六號	一五、五	刑罰ニ關する制度(其三)
第八七號	一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	一五、七	刑罰ニ關する制度(其四)

第九〇號	大正一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	〃 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	〃 一五、九	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第三篇)
第九三號	〃 一五、九	刑罰に關する制度(其六)完
第九四號	〃 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	〃 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
第九六號	〃 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	〃 一五、一一	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)
第九八號	〃 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	〃 一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	〃 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)
第一〇二號	〃 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)
第一〇三號	〃 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)
第一〇四號	〃 二、三	司法ニ關スル法制
第一〇五號	〃 二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)
第一〇六號	〃 二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇) 完
第一〇七號	〃 二、四	保安處分

第一〇八號	〃 二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)
第一〇九號	〃 二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)
第一一〇號	〃 二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	〃 二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	〃 二、七	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	〃 二、七	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	〃 二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察
第一一五號	〃 二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第一一六號	〃 二、九	米國の勞働法制(上)
第一一七號	〃 二、九	米國の勞働法制(下)
第一一八號	〃 二、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、奧一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	〃 二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及理由書(各論篇)
第一二〇號	〃 二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	〃 二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	〃 二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	〃 二、一二	フレデリック・バイウオーターズ及エデイス・トムソン事件の陪審公判
第一二四號	〃 三、一	(英國著名裁判 其二)
第一二五號	〃 三、二	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
		大逆罪に關する比較法制資料

第一二六號	昭和 三、三	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書(各論篇)
第一二七號	〃 三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一二八號	〃 三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一二九號	〃 三、六	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一三〇號	〃 三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一三一號	〃 三、九	ソヴェエツト露西亞の法制(前篇)
第一三二號	〃 三、一〇	ソヴェエツト露西亞の法制(後篇)
第一三三號	〃 三、一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇
第一三四號	〃 三、一一	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	〃 三、一二	治安判事論
第一三六號	〃 四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	〃 四、二	刑の量定(前篇)
第一三八號	〃 四、三	刑の量定(後篇)
第一三九號	〃 四、四	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	〃 四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)
第一四一號	〃 四、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)
第一四二號	〃 四、七	德川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	〃 四、八	獨逸司法制度(前篇)

第一四四號	〃 四、九	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	〃 四、一〇	ソヴェエツト露西亞民法(前篇)
第一四六號	〃 四、一一	ソヴェエツト露西亞民法(後篇)
第一四七號	〃 四、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	〃 五、一	ソヴェエツト露西亞刑法
第一四九號	〃 五、二	ソヴェエツト露西亞裁判所構成法 刑事訴訟法 行刑法
第一五〇號	〃 五、三	英米獨佛の手形法及小切手法
第一五一號	〃 五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一五二號	〃 五、五	佛國民商事裁判管轄
第一五三號	〃 五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	〃 五、七	獨逸刑法及び行刑法施行法草案
第一五五號	〃 五、八	獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一五六號	〃 五、九	國際行刑會議報告書集五
第一五七號	〃 五、一〇	國際行刑會議報告書集六
第一五八號	〃 五、一一	國際行刑會議報告書集七
第一五九號	〃 五、一二	德川禁令考後聚(第三帙)
第一六〇號	〃 六、一	少年保護司指針
第一六一號	〃 六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡竝に假釋放に關する調査

第一六二號	昭和六、五
第一六三號	六、七
第一六四號	六、八
第一六五號	六、九
第一六六號	六、一〇
第一六七號	七、一
第一六八號	七、二
第一六九號	七、四
第一七〇號	七、六
第一七一號	七、八
第一七二號	七、一〇
第一七三號	七、一二
第一七四號	八、三
第一七五號	八、五
第一七六號	八、八
第一七七號	八、九
第一七八號	八、一〇
第一七九號	八、一一

一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前編)
 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後編)
 佛國司法制度(前編)
 佛國司法制度(後編)
 德川禁令考(第四帙)
 支那歷代刑事法制的思想 上卷(「大學衍義補」慎刑憲篇)
 支那歷代刑事法制的思想 下卷(「大學衍義補」慎刑憲篇)
 司法事務の經費節減、簡易化及促進(獨逸裁判所書記同盟の改革案)
 德川禁令考(第一帙)
 刑事事件集(附)刑事事件起按小手引
 ソウェート法の理論
 德川禁令考(第二帙)
 德川禁令考(第三帙)
 民事事務修習の栞
 德川禁令考(第四帙)
 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書(一)
 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に説明書(二)
 捜査事務に就て

第一八〇號	八、一二
第一八一號	九、一
第一八二號	九、二
第一八三號	九、四
第一八四號	九、五
第一八五號	九、七
第一八六號	九、八
第一八七號	九、九
第一八八號	九、一〇
第一八九號	九、一一
第一九〇號	九、一二
第一九一號	一〇、一
第一九二號	一〇、二
第一九三號	一〇、三
第一九四號	一〇、四

德川禁令考(第五帙)
 獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
 犯罪生物學原論
 德川禁令考(第六帙)
 ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)
 プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂
 英國に於ける裁判と警察
 德川 民事慣例集(人事ノ部)
 一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポーランド改正刑法
 及ポーランド違警罪法
 取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と
 刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
 米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
 一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附錄重要附屬法令)
 德川 民事慣例集(動産ノ部)
 獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
 一九二八年スベイン刑法

14.5
54

終